

鋳物産業振興議員連盟 総会

令和3年6月15日（火）12:00～

自民党本部701号室

次 第

開会・進行 橋 慶一郎 事務局次長

挨 捂 新藤 義孝 幹事長
伊藤 光男 日本鋳造協会 顧問
藤木 俊光 経済産業省 製造産業局長

議 事

1 鋳造業界の要望について
日本鋳造協会 田島 正明 副会長

2 政府の対応について
経済産業省
厚生労働省
法務省
文部科学省
金融庁

3 質 疑

4 決議について

閉 会

省庁出席者

(順不同)

○経済産業省

藤木 俊光 製造産業局長
矢野 剛史 製造産業局 ものづくり政策審議室長
谷 浩 製造産業局 素形材産業室長
荒井 次郎 産業技術環境局 環境経済室室長補佐
水野 遼太 産業技術環境局 カーボンニュートラル実行計画
企画推進室 室長補佐

資源エネルギー庁

清水淳太郎 省エネルギー・新エネルギー部 新エネルギー課長
内山 弘行 省エネルギー・新エネルギー部 省エネルギー課
課長補佐
上野 正樹 電力・ガス事業部 原子力立地政策室室長補佐

中小企業庁

亀井 明紀 事業環境部 取引課長
海老原史明 事業環境部 金融課課長補佐
竹尾 学 経営支援部 技術・経営革新課課長補佐

○厚生労働省

尾田 進 労働基準局 監督課長
大塚 弘満 労働基準局 賃金課長
宮原真太郎 職業安定局 雇用開発企画課長
大塚陽太郎 人材開発統括官付 技能実習業務指導室長
朝倉 健夫 人材開発統括官付 企業内人材開発支援室室長補佐
福谷 孝二 外国人技能実習機構 技能実習部長

○法務省

稻垣 貴裕 出入国在留管理庁 政策課 調整官
塚田 和宏 出入国在留管理庁 在留管理課 専門官

○文部科学省

伊藤 純史 高等教育局 専門教育課長

○金融庁

田辺 有紀 監督局 総務課 監督調査室長

決議(案)

内閣府特命担当大臣（金融）

法務大臣

文部科学大臣

厚生労働大臣

経済産業大臣

令和3年6月15日

鉄物産業振興議員連盟

会長 麻生 太郎

幹事長 新藤 義孝

我が国鉄物産業は、我が国の基幹産業である製造業を支え、国民経済の発展に寄与するとともに、国民生活の向上に貢献してきた。我が国鉄物産業が、競争力を維持・強化していくためには、鉄物産業が直面する多くの課題を解決する必要がある。また、新型コロナウイルス感染症の影響により、当該産業は依然として厳しい状況にあり、引き続き、適時適切な対策を講じていくことが不可欠である。

このため、政府に対しては、以下の方向性に沿って施策を講ずることを要望する。

一、競争力を維持・強化するため、設備投資やデジタルトランスフォーメーション等による生産性の向上や、カーボンニュートラル等の新たな課題への対応など、中長期を見据えた企業の取組に対する支援策を継続して講じること。また、安定した事業運営を確保するため、企業と地元の工業高校等との連携の促進や地域ごとの人材マッチングなど雇用支援策を継続して講ずること。

二、雇用調整助成金の見直しに際しては、新型コロナウイルス感染症の影響を受ける事業者の状況を十分に考慮すること。あわせて、最低賃金の引き上げは、物価等の経済状況に配慮すること。また、受注の持ち直しに伴い、労働時間が増加している企業に対する時間外労働の上限規制については、急激な環境変化に配慮し、サプライチェーンを維持できるような即効性のある支援措置や規制の柔軟な運用を講ずること。

三、「未来志向型の取引慣行に向けて」の重点課題を解決するため、取組の更なる周知徹底を図るとともに、素形材業界及びユーザー業界における自主行動計画が着実に実行されるよう継続的な措置を講ずること。特に、労務費の転嫁、型管理の適正化、現金決済への移行のための取組を進めること。

四、再生可能エネルギー固定価格買取制度について、賦課金拡大の抑制を図るとともに、特に中小企業に対して過重な負担とならないような運用を行うこと。また、賦課金の減免制度について、新型コロナウイルス感染症の影響による昨年度の操業時間の減少に配慮すること。

五、安価で安定的な電力供給が長期にわたって継続的に確保できるよう適切な措置を講ずること。

六、温室効果ガス削減については、産業界における投資判断等に資するよう、2030年及び2050年に向けた計画・見通し等を策定・公表するなど十分な情報共有を図ること。また、温室効果ガス削減に向けた投資等（省エネ投資を含む）に対して、中小企業が使いやすい支援措置を講ずること。

七、特定技能外国人材制度及び技能実習制度について、受入れ企業のニーズにも配慮した柔軟な運用・制度見直しに努めること。また、制度の適切な運用が図られるよう、外国人技能実習機構をはじめとする関係機関の指導・監督を徹底すること。

八、中小企業融資における経営者保証が新規起業や事業承継の障害とならないよう、「経営者保証に関するガイドライン」をはじめとした各種施策を周知徹底し、必要に応じて対応を行うこと。

九、鑄物産業をはじめとした我が国ものづくり産業の発展のため、大学等における教育の充実を図るとともに、中小企業の活力を引き出すための適切な予算・税制等の措置を講ずること。

令和 3 年 6 月 15 日

鋳物産業振興議員連盟との 情報交換会資料

陳情のポイント · P 1

資料 1 陳情書 · P 3

資料 2 わが国鋳造産業の現状と課題 · · · · · · · · · · · · · · · · · · P 1 3

資料 3 「鋳物産業振興議員連盟」議員との情報交換会 業界出席者 · P 2 2

一般社団法人 日本鋳造協会



JFSinc (*Japan Foundry Society, Inc.*)

陳情のポイント

1. 新型コロナウイルス感染症の影響による企業活動支援

- (1) 鋳造業界の生産状況は、全体としては持ち直し傾向にあるものの、直近ではコロナ禍前に比べ1~2割程度の減少で、全体としては回復が遅れている。このことから、雇用調整助成金の特例措置の段階的見直しは慎重に行っていただくよう要望。
- (2) 一方、特定の業種向けでは生産能力を超える受注状況で、コロナ禍で疲弊した企業にとっては経営立て直しの好機。しかし、人手不足のため従業員の残業に頼らざるを得ないが、働き方改革による時間外労働規制強化で発注に対応できず、仕事が海外に流出する懸念が強い。これらのことから、時間外労働規制の一部緩和（時限的に）を要望。

2. 取引慣行適正化の推進

- (1) 人手不足や働き方改革への対応による労務費等の高騰に係るコスト増の転嫁が、未だ困難な状況（2015年から2021年の6年間で、賃金が11.9%上昇。最低賃金もここ5年間で15.6%上昇）。
- (2) 数年発注のない鋳造品の製造に使用する型の返却・廃棄・保管料について、親事業者との交渉が思いの外進展せず（型管理の適正化）。
- (3) 下請代金の支払いも手形決済（ファクタリングを含む）から現金決済への移行が進展せず。手形決済においても60日超の長期サイトの手形がほとんど（全体の94%）。
- (4) 「未来志向型の取引慣行に向けて」の周知、自主行動計画の着実な実行、「型取引の適正化推進協議会報告書」や「下請代金の支配手段について（通達）」の周知・徹底に向けた継続的な支援を要望。

3. 再生可能エネルギー固定価格買取制度（FIT）の見直し

FIT賦課金は、今年度3.36円/kwhと3円台に突入し、スタート時に比べて15倍。買取価格の抑制等による賦課金拡大の抑制を要望（銑鉄鋳物業界の賦課金負担額：約142億円）。

4. 温室効果ガス削減に向けた工程表の提供、支援策の拡大

鋳造業界としても温室効果ガス（主にCO₂）の発出削減に向けた取組みを強化。この取組みを効果的に進めていくには、2030年及び2050年の目標達成に向けた全体的な工程表を示していただくよう要望。また、キュポラから電気炉への転換、既存の電気炉から高効率の電気炉への転換や生産工程の効率化など、CO₂削減のための設備更新の補助金等の支援策を要望。

5. 特定技能外国人受け入れ制度及び外国人技能実習制度の柔軟な運用

- (1) 特定技能外国人受け入れ制度及び外国人技能実習制度について、運用の状況を見ながら過度な規制をせず、柔軟な運用を要望（提出書類の簡素化や現場の事情を考慮した指導など）。
- (2) 特定技能外国人受け入れ制度の特定技能2号の対象業種に「素形材産業（鋳造業）」を追加いただくよう検討を要望。
- (3) また、技能実習計画の変更について外国人技能実習機構（機構）に相談したところ、監理団他等に不要な負担を強いた不適切な対応が発生。機構の不適切な対応については一昨年も別な事案が発生したことから、今後、このようなことが無いよう機構への指導の徹底を要望。

資料 1

鑄協発 2021 第 32 号
令和 3 年 6 月 15 日

鋳物産業振興議員連盟
会長 麻生 太郎 殿

東京都港区芝公園 3 丁目 5 番 8 号
機械振興会館 5 階 501 号室

一般社団法人 日本鋳造協会
会長 藤原慎二

陳情書

鋳造業は、自動車産業や産業機械産業等の日本の製造業を支えるサポーティング・インダストリーとして、サプライチェーンの一翼を構成する重要な産業であります。

昨年初からの新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、企業活動や人々の日常生活は一変いたしました。感染拡大を抑制するための移動制限や生産活動の停止は、ヒトやモノの動きを急激に停滞させ、グローバル規模のサプライチェーンを毀損するなど、世界経済に大きな打撃を与えたことはご承知のとおりです。

このような状況の中、私ども日本の製造を支えるサプライチェーンの一翼を担う鋳造業界においても非常に厳しい状況となっておりました。新型コロナウイルス感染症の感染拡大以降、受注量は激減しており、昨年5月には鋳造業平均で5割程度の減少となっており、企業によっては8割程度の減少のところも少なくありませんでした。その後、持ち直しの傾向となりましたが、依然としてコロナ禍前と比べ1~2割程度の減少となっており、全体としては回復が遅れている状況です。一方、特定の業種向けではありますが、自動車向けは昨年夏以降急速に回復しているところであり、建設機械向けや農業機械向けなども秋頃から徐々に回復傾向に転じ、特に高度な鋳造品については昨年末以降、生産能力を超える受注状況になっており、新型コロナウイルス感染症の影響により疲弊

した企業にとっては、この受注量の拡大は経営立て直しの好機であります。

政府においては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大以降、様々な支援策を講じていただいております。特に、雇用調整助成金の拡充や支給要件の緩和、融資制度の拡充などの資金繰り支援は、極めて効果のある支援策でございます。

現在においても、新型コロナウイルス感染症の感染が周期的に拡大している状況にありますことから、企業活動がコロナ禍前の状況に戻るには長期間を要するものと見込まれています。このことから、引き続き新型コロナウイルス感染症の影響緩和のための支援策を講じていただきたいと要望致します。

また、政府では2016年9月の「未来志向型の取引慣行に向けて」の公表後、政府・与党による様々な施策が実施されており、それに沿い鋳造業界でも自主行動計画を作成し、取引適正化に取り組んでいます。

しかしながら、従業員数30名未満の中小事業所が約8割を占める鋳造業は経営基盤も弱く、取引改善には依然困難が多い状況となっています。加えて、近年では人材確保が極めて困難となっており、また働き方改革の確実な実施に伴う労務費増などが経営に深刻な影響を及ぼしており、中小鋳造企業を取り巻く環境は、依然として厳しい状況が続いております。

さらに、鋳造業は電力多消費産業であることから、事業継続には安価で安定的な電力供給が必要不可欠となっています。再生可能エネルギー固定価格買取賦課金も年々上昇し、電力料金の負担増の上昇が止まらない状況にあります。このことにより、鋳造業界における売上高に占める電気料金の負担は10%までに増加しています。

業界を取り巻く環境が厳しさを増す中、日本のものづくりを支える鋳造企業が前向きに事業に取り組めるよう、以下の点につきまして要望致します。

I. 重点項目

1. 新型コロナウイルス感染症の影響による企業活動支援

(1) 雇用調整助成金の特例措置の段階的見直しは慎重に

雇用調整助成金については、新型コロナウイルス感染症の感染拡大以降、支給限度額の拡大や支給要件の緩和などの特例措置が講じられており、鋳造業界においてもこれを活用して事業継続及び雇用継続に極めて効果的な活用しているところです。政府においてはこの特例措置を新型コロナウイルス感染症の感染状況を踏まえて段階的に見直しを図る方針であるが、新型コロナウイルス感染症はこれまでにも数次にわたり感染拡大が繰り返しており、その都度企業活動にも影響を及ぼしていることから、特例措

置の段階的見直しは中小企業、地域等の事情を踏まえて慎重に、かつ、柔軟な運用をしていただくよう要望致します。

(2) 再生可能エネルギー固定価格買取制度（FIT）における賦課金減免制度の優良基準の柔軟な運用

製造業等における賦課金減免制度は、優良基準^(*)を満たすことにより賦課金の減免率が8割となっており、この優良基準を満たすことができない場合には賦課金の減免率が4割に減少することとなっています。ただし、災害その他やむを得ない理由があり、原単位の改善が実現していない事業者については原単位の改善のための取組に係る認定基準及び優良基準を満たすものとして取扱うこととしています（災害等の被害を受けた事業所の原単位の取扱い）。鋳造業において、最も電力を消費する電気炉（金属の溶解）は、今回の新型コロナウイルス感染症の影響により、その操業時間が大幅に減少しており、電力の消費効率が大幅に悪くなっています。このことから、この優良基準を満たせず、賦課金の減免率が4割となり、電気料金の負担が大幅に上昇することとなります。

よって、今回の新型コロナウイルス感染症の影響による原単位の悪化については、上記の「災害等の被害を受けた事業所の原単位の取扱い」を適用していただくよう要望致します。

<優良基準 (*) >

- ① 11月1日前に終了した直近の事業年度から起算して、過去4事業年度分の原単位の変化率の平均の値が9.9%以下であること。
- ② 11月1日前に終了した直近の事業年度又はその前事業年度において、各事業年度の原単位が、それぞれの事業年度の前年度の原単位以下であり、かつ、11月1日前に終了した直近の事業年度から起算して、過去4事業年度分の原単位の変化率の値が10.5%以下であること。

(3) 働き方改革関連法に係る「時間外労働の上限規制」の柔軟な運用

新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響は、私ども日本の製造を支えるサプライチェーンの一翼を担う鋳造業界においても非常に厳しい状況にありますが、昨年後半頃より受注の持ち直しの傾向となり、企業によって受注量に差は生じていますが、昨年末以降受注量が急増して、自社の生産能力を大幅に超える受注量となる企業も多くなってきております。

一方、一昨年4月（中小企業は昨年）に施行された「時間外労働の上限規制」を厳守しながら増加する受注に対応するためには従業員を増やす必要がありますが、人手不足により十分な従業員の採用が困難となっております。このため、顧客からの発注を辞退せざるを得ない状況にあります。コロナ禍で疲弊した経営の立て直しの好機を逃し、経営の健全化が遅れる

こととなります（特に中小企業への影響は大きい）。また、受注量が急増している鋳物製品は技術的難易度が比較的高いものであることから、製造工場の認証等が必要なため国内他社において直ぐに生産開始できるものではありません。このため、顧客は海外において生産実績を持っている企業等に発注することとなり、国内から海外へ仕事が流出することになるばかりか、これまでの経験から、一度海外に流出した仕事はほとんどの場合、二度と国内に戻ってこない状況です。我が国鋳造業に与える影響は極めて深刻なものとなります。また、我が国の国益及び国力の低下につながることになります。

これらのことから、「時間外労働の上限規制」について、臨時的な特別の事情があつて労使が合意する場合（特別条項）でも、守らなければならないと規定されているもののうち、「時間外労働が月 45 時間を超えることができるのは、年 6 か月が限度」を、2023 年 3 月 31 日まで一時的に運用を停止していただきたいと要望致します。

少なくとも、サプライチェーンの維持のために供給責任を全うする必要がある場合であつて、かつ、残業に係る従業員の合意等がある場合にあつては、「時間外労働が月 45 時間を超えることができるのは、年 6 か月が限度」に係る労働基準監督署の指導方針の柔軟な運用を要望致します。

2. 取引慣行適正化の推進

政府において、2016 年 9 月「未来志向型の取引慣行に向けて」を公表され、下請中小企業振興法の振興基準及び下請代金支払遅延等防止法の運用基準の改正や業種別下請ガイドラインの改訂などにより、重点課題として掲げた「価格決定方法の適正化」、「コスト負担の適正化」、「支払条件の改善」に取り組まれています。また、一昨年度においては、「型取引の適正化推進協議会」を発足し、下請事業者が抱える型の廃棄、保管費用の負担などの問題解決のための型管理の適正化に係る目安などを示した報告書が取り纏められ、この報告書に沿って下請中小企業振興法の振興基準も改正されたところです。昨年度も「約束手形をはじめとする支払条件の改善に向けた検討会」を発足し、支払方法は原則現金で、約束手形による支払であつても手形サイトは 60 日以内とするなどの報告書が取り纏められ、この報告書に沿って本年 3 月には「下請代金の支払手段について」（中小企業庁長官及び公正取引委員会事務総長の連名）の通達が発出されたところです。我々鋳造業界も他の素形材業界とともに素形材 8 団体による自主行動計画を作成し、サプライチェーン全体での「取引適正化」と「付加価値向上」を取り組んでいます。

鋳造業界においても、政府の取組みの周知、説明会の開催などを行うとともに、昨今の人手不足・人材確保の厳しい現状や働き方改革に対応するために上昇する労務費の取引価格への転嫁の一助として、鋳造業界労務費シミュレーションソフトの作成と周知を行うとともに、労務費上昇分の転嫁取組・成功事例の情報提供を行っています。

しかしながら、人手不足や働き方改革への対応のため、労務費が高騰しており、このコスト増の適正な転嫁は非常に難しく、依然として大きな課題となっています。

また、鋳物を製造するために必要な「型」に関しては、依然として量産終了後にも関わらず長期間無償で保管を強いられている鋳造企業も多く、改善状況は道半ばとなっています。

鋳造企業の資金繰りを円滑にするため、手形決済（ファクタリング決済を含む）から現金決済への移行も重要な課題となっております。

上記の解決には、「未来志向型の取引慣行に向けて」や一昨年度取り纏められた「型取引の適正化推進協議会報告書」、本年3月に発出された「下請代金の支払手段について」の更なる周知・徹底並びに素形材業界及びユーザー業界の自主行動計画の着実な実行とフォローアップの実施など、更なる取組の深化、拡大に向けた継続的な支援を要望致します。

3. エネルギーコスト拡大の抑制

(1) 再生可能エネルギー固定価格買取制度（FIT）の見直し

再生可能エネルギー固定価格買取制度における賦課金は、今年度は3.36円/kwhとなり、昨年度の2.98円/kwhに0.38円/kwh増と大幅に増加しており、スタート年度時の0.22円/kwhに比べて15倍の負担増となっています。これは、震災後の7電力会社の平均値上げ額2.73円/kwhを大幅に超える負担増となります。このような賦課金の拡大は既に容認できるレベルを超えていきます。

同制度はスタート後、個人の売電を除き20年間は賦課金が上昇する制度となっており、これを放置することは、電力多消費産業である鋳造業の国内存立の基盤を失わせるものです。2017年度のFIT改正法の施行により毎年度の買取価格に対する一定の抑制効果が見られるところですが、2021年度の買取総額は3.8兆円に拡大する見込みの中、2030年に再エネ比率22～24%を買取総額4兆円以内で実現するというエネルギーミックス実現のためには、毎年度の買取価格の抑制や入札制度による競争原理の導入などが必要不可欠であります。これらのことを通じて、更なる賦課金拡大を抑制するとともに、将来的な賦課金単価の見込みを示していただき、将来

の賦課金単価に上限を設けることを要望致します。また、賦課金減免措置の適用基準に関して、電力多消費産業である鋳造業界の中小企業に配慮した基準の緩和を要望致します。

(2) 原子力発電の安全性を確保した早期再稼働を含めた安価で安定的なエネルギー供給

原子力発電の再稼働に当たっては、福島原発事故の教訓を生かし、科学的見地から徹底的に安全確認を行うことが大前提であると考えます。しかし、再稼働までの期間が余りに長期化しており、現在、定期検査に伴い停止中等を除き実際に稼働している原発は 6 基のみ（3/22 現在）となっています。予見可能性が無い現状を踏まえれば、原子力規制委員会において新規制基準への適合が確認された原子力発電所については、これまで得られた知見・経験を最大限活用し、今後の効率的な再稼働の実施に繋げていただきたいと思います。また、現状の高い電気料金の最大の要因は、原子力発電の再稼働の遅れにあります。国が前面に立って立地自治体等関係者との調整を進め、速やかな再稼働により電気料金を東日本大震災以前の水準に戻し、電力が長期にわたり継続的に安価で安定的に供給されるよう要望致します。

4. 温室効果ガス削減に向けた工程表の提供、支援策の拡充

鋳造業界においても温室効果ガスの排出削減（主に省エネを通じた CO2 排出削減）に向け取り組んでいるところです。当協会としても CO2 排出削減に向けた会員企業への周知活動を実施しているところですが、今年度よりカーボンニュートラル特別委員会を設置して、鋳造業界として何ができるか、何をすべきかなど、CO2 排出削減をはじめにカーボンニュートラルの取組みを実施することとしています。

政府においても、菅首相が昨年秋に「2050 年までに温室効果ガスを全体としてゼロとする」旨表明するとともに、本年 4 月には「2030 年に向けた温室効果ガスの削減目標として、2013 年に比べて 46% 削減することを目指す。」旨表明しました。

この極めて高いレベルの政府目標を達成するために、鋳造業界としても少しでも貢献できるよう取り組んでいきたいと考えております。このため、2030 年及び 2050 年の目標達成に向けた全体的な工程表を示していただくよう要望致します。また、キュポラから電気炉への転換、既存の電気炉から高効率の電気炉への転換や生産工程の効率化など、CO2 削減のための設備更新の補助金等の支援策を講じていただくよう要望致します。

II. 施策関連要望

1. 特定技能外国人受入れ制度及び外国人技能実習制度の柔軟な運用

鋳造業界では、特定技能外国人受入れ制度及び外国人技能実習制度に基づき外国人の方々を多く受入れをしているところです。これらの外国人の方々に対しては、これらの制度で求められている支援等を確実に実施し、これら外国人の方々が日本で働いて、又は実習をして、良かったと実感できるように引き続き取り組んでいるところです。また、外国人技能実習生については今後とも技能実習制度の基本理念にのっとり適正に実施していきます。

特定技能外国人受入れ制度について、本制度等で外国人を受け入れている企業は、外国人に日本で資金を蓄えるだけではなく、技術を極めてもらい、作業者としてだけではなく、鋳造業の発展に繋がる人材になって欲しいと思っています。また、自国に帰国後起業できるような人材育成をしたいと思っています。このことから、外国人材が安心して長期にわたり、鋳造業に従事し、技術を習得できるよう特定技能2号の業種拡大について検討を進めていただき、「素形材産業（鋳造業）」を対象業種に追加いただくよう要望致しますとともに、引き続き「届出書類等提出書類の簡素化」を要望致します。

また、外国人技能実習制度について、外国人技能実習機構（機構）において以下の事案がありました。昨年の要望書に記載した機構の不透明な手続き遅延により受入れ企業に多額の損害を与えた事案も踏まえ、機構に対し適切な指導を徹底していただくよう要望致します。

監理団体が機構に対して、技能実習計画の作業内容の追加を相談したところ、当該作業が技能実習計画審査基準に明記されていないことを理由に当該作業を技能実習計画に追加することは認められないとの回答がありました。しかしながら、同審査基準には当該作業に専ら使用する機械、器具等が明記されていることから再度機構に問い合わせしたところ、同審査基準は厚生労働省が作成しており、機構では分からぬので、同省に確認して欲しいとの回答がありました。これを受けて、監理団体が当協会会員企業である受入れ企業を通じて当協会に相談があり、当協会から経済産業省を通じて厚生労働省に照会したところ、当該作業を実習計画に追加できる旨の回答をいただいたところです。

本来であれば、同審査基準は技能実習計画を認定するための重要な基準であり、技能実習計画の認定手続きを担う機構が分からぬのであれば、機構自らが厚生労働省に問い合わせるべきであるにもかかわらず、監理団体等に不要な負担を強いた機構の姿勢はあってはならないものです。

2. 経営者保証に関するガイドラインの周知・徹底

中小企業融資における経営者の連帯保証が、新規起業や事業承継の障害となっています。2014年2月「経営者保証に関するガイドライン」が策定され、経営者保証に依らない「経営者保証ガイドライン対応保証制度」が始まったことを受けて、改善が進んでいるものの、信用力が相対的に低い中小企業・小規模事業者の場合、依然として経営者自らが融資の保証人となるのが一般的となっているのが実態であります。

このため、銀行等に対し「経営者保証に関するガイドライン」の周知・徹底を引き続き図るとともに、個人保証への依存・融資慣行化の阻害要因の合理的な対応について、引き続きの支援を要望致します。

3. 最低賃金の引き上げは地域の実情等を踏まえて慎重に

報道等によれば、政府は、大都市と地方との給与格差を是正するとともに、経済の活性化を図るために、最低賃金を全ての地域において早期に1,000円に引き上げることを目指すとしている。一方、地域の生活必需品の物価や家賃などは東京等の大都市に比べ安い状況にあります。

のことから、最低賃金の引き上げにおいては、1,000円という数字が独り歩きすることを排除して、これらの物価等の地域の実情を十分踏まえて、慎重に検討していただくよう要望致します。

4. 大学等における鋳造分野の技術習得の専門課程の拡充（復活）

1980年代頃までは、鋳造分野の技術習得ができる金属工学科等の教育多くの大学等で実施されていたが、その後、情報通信等に学生の関心が移行するにつれて、多くの大学で鋳造分野の学科等が縮小又は廃止され、現在、鋳造分野の教育を行っている大学は極めて少なくなってきたとともに、鋳造分野の教育を受けたいと思っている学生の教育の機会も消失させている状況にあります（過去には金属工学科等の鋳造分野の教育の場は工学部の中に一般的に存在していたが、現在は10大学にあるか、ないかの状況）。

のことから、大学等卒業後の就職においても、学生の鋳造業への関心は低くなり、鋳造企業での大卒採用を難しくしています。特に中小企業では極めて困難な状況にあります。

また、この学科等の減少により、鋳造分野の教育をする教授等の講師の減少も著しく、かつ、大学等における研究費も減少していることから、鋳造分野の次代を担う教育及び研究が困難になるとの極めて深刻な懸念があります。

鋳造業の発展が著しい中国においては、大学等における鋳造分野の教育の場が豊富にあるとともに、教授等の研究費も潤沢に用意されている状況にありま

す。このままでは、我が国鋳造産業の発展を大きく阻害し、国際競争力を失わせる事態に発展いたします。

つきましては、大学や大学院における金属工学科等の鋳造分野の技術教育の場を拡充・復活させる施策を講じていただくとともに、それを教える講師の育成強化及び研究費の確保をしていただくよう要望致します。

III. 予算・税制要望

1. ものづくり・商業・サービス補助金の拡充及び要件緩和

中小企業等を対象とした「ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金」（「ものづくり補助」）は、サポートティング・インダストリーとしての鋳造業の技術開発等を促進するものであり、大変有用な制度です。このため、2022年以降も、本予算の継続的・安定的かつ十分な措置について要望を致します。

他方、令和元年度補正予算事業から、申請の必須要件として「賃金引上げ計画」の作成・提出を求められ、この「賃金引上げ計画」を達成できない場合には補助金の返還を求められることとなりました。とりわけ、この「賃金引上げ計画」の中には、「給与支給総額を年率平均1.5%以上増加」を求められていますが、働き方改革の実行により残業手当は確実に減少することから、この要件を満足できる中小企業は極めて少数であります。このため、この「賃金引上げ計画」の作成・提出の撤廃を要望致します。

また、同様に令和元年度補正予算事業から、「過去3年間に、類似の補助金の交付決定を受けていた場合、交付決定の回数に応じて減点」することとしていますが、生産性向上に意欲的に取り組んでいる中小企業にとっては、本補助金は極めて有効であり、この減点により不採択になった場合、生産性向上を図れないばかりか、その意欲さえも無くしてしまうことになりかねず、補助事業の政策的な意義を達成できなくなると考えます。このことから、この減点措置の撤廃を要望致します。

2. 電力多消費産業に対する省エネ投資支援施策の特例

電気炉により1500度で鉄を溶解する電力多消費産業である鋳造業界にとって、省エネは最大の課題であり現在も様々な取り組みを行っています。また、FIT賦課金減免制度では「原単位の改善に向けた取組状況に応じて」減免率を決定する見直しが行われていますが、中小企業がほとんどの鋳造業では、体制的にも投資余力においても省エネ対応に限界があるのが実情です。このため、省エネ補助金の拡充等により、電力多消費産業の中小事業者への補助率上乗せ、申請手続きの簡素化等を実施していただき、引き続き、電力多消費産業の省エネを強力に後押ししていただくよう要望致します。

3. 中小企業に配慮した人材育成等への助成の復活・拡充

中小企業が大多数を占める鋳造業においては、企業が自ら人材育成を行うことが困難であることから、当協会では新人教育、中堅人材教育等の研修事業を協会事業の柱として実施していますが、協会事業としては受益者負担の原則から高額な受講料を設定せざるを得ない状況にあります。全国に展開している中小鋳造企業会員にとって、高額な受講料に加えて交通費等を負担しての研修受講は大きな負担となっています。

当協会の人材育成事業である鋳造カレッジ及び鋳造カレッジ上級コースは、2017年度までありました「ものづくり中核人材育成事業」の指定講習として認定を受け、2017年度の受講生111名のうち48名がこのものづくり中核人材育成事業を利用しておりました。サポートティング・インダストリーの人材育成を助成する中小企業経営支援等対策費補助金（ものづくり中核人材育成事業補助金）の復活、拡充を要望致します。

併せて、人材開発支援助成金（旧キャリア形成促進助成金）については、1人当たりの助成率の引き上げと申請手続きの簡略化を要望致します。

以上

我が国鋳造産業の現状と課題

令和3年6月15日(火)

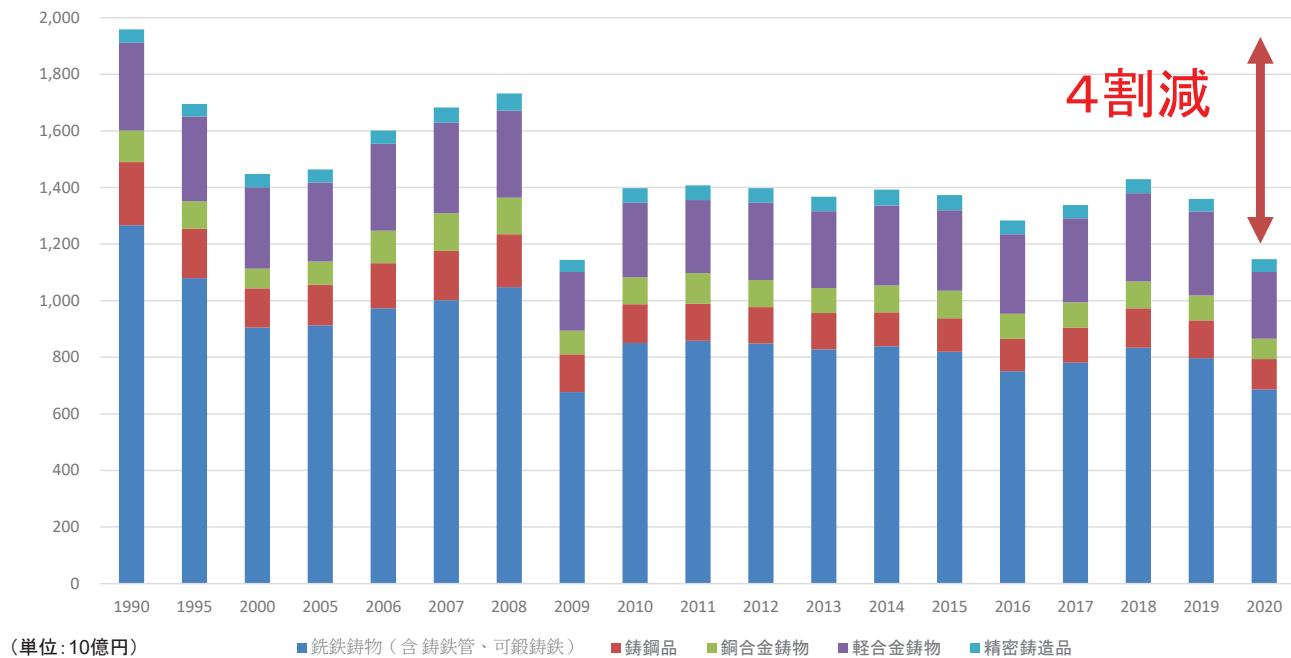
一般社団法人日本鋳造協会

目 次

1. 生産動向の伸び悩み
 2. 鑄物工場は6割も減少
 3. 中小・零細企業が多く、厳しい経営環境
 4. 煽烈な国際競争
 5. 新型コロナウイルス感染症からの回復状況
 6. 人手不足等によるコスト増
 7. 鉄スクラップ価格の高騰
 8. エネルギーコスト増(FIT賦課金の負担拡大)
 9. 取引慣行上の問題(①、②、③)
 10. 人材の育成(①、②)
- (参考)鋳造業の位置づけ 鋳造産業とは～
長い歴史と技術革新の継続

1. 生産動向の伸び悩み

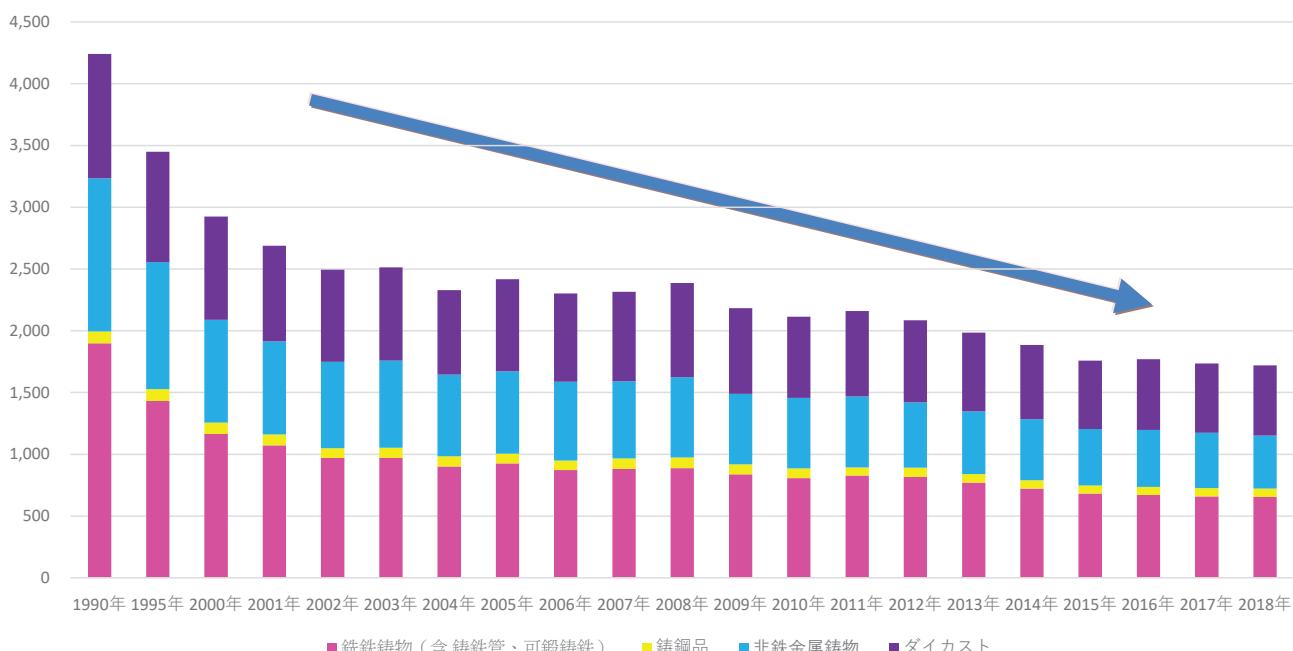
2020年の鋳造品生産金額は1.15兆円、前年比15.7%減、依然としてピーク時2.0兆円の約6割の水準にとどまる。



1

2. 鋳物工場は6割も減少

- ①この28年間で、鋳物工場は4,241工場から1,720工場へと60%減
②特に、鋳鉄鋳物業は、1,899工場から656工場へと65%も減少



2

3. 中小・零細企業が多く、厳しい経営環境

- ①中小・零細企業が大多数だが、約2.5万人の雇用を支える
- ②製造業の他の業種と比較しても利益率の低い経営環境

①銑鉄鋳物製造業864事業所のうち、**30人未満の事業所が約7.7割**を占める。
30人未満の中小・零細企業は、2次、3次下請け企業としてわが国のものづくりの重要な一端を担っている。

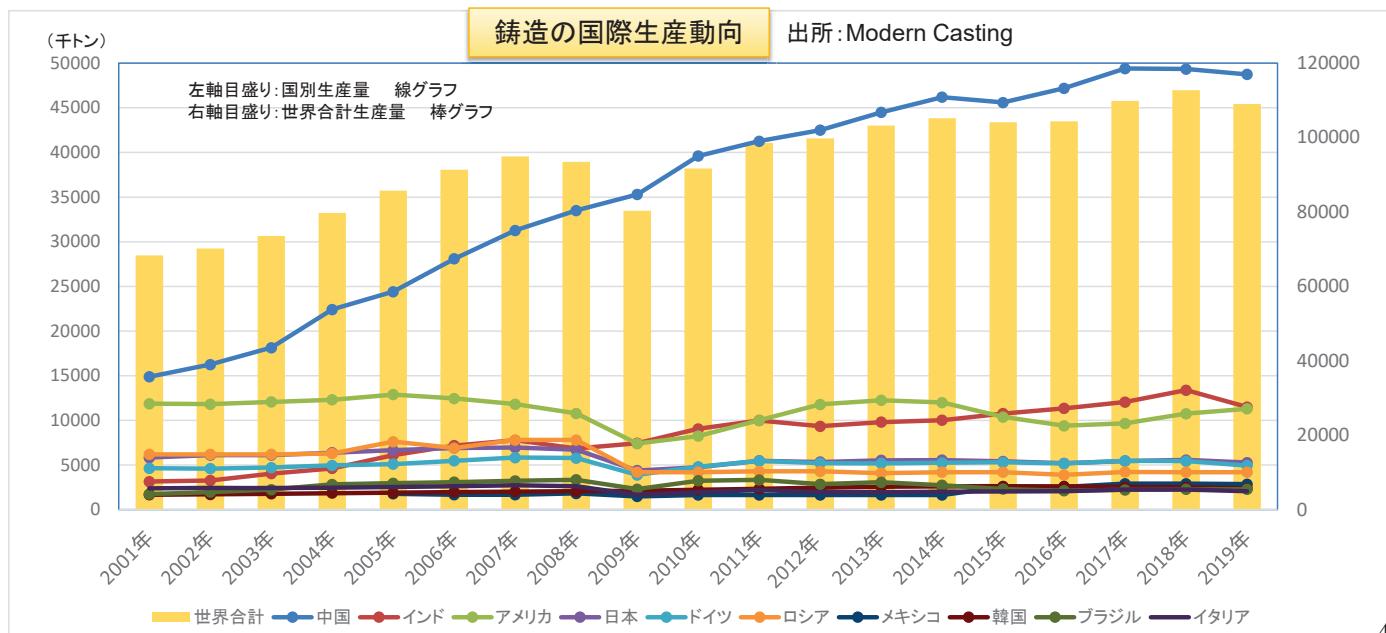
②従業員数(派遣、臨時を含む)は**約25,000人**を維持し、雇用創出に貢献。



3

4. 熾烈な国際競争

- ①日本は**世界第4位の生産量**を誇るが、先進国間の競争、新興国との追い上げ等による熾烈な競争の渦中
- ②2019年の世界の鋳物生産量は、約1.0億トン、対前年比3.3%減
国別(順位順)では、中国1.2%減、インド14.2%減、アメリカ5.1%増、
日本5.4%減、ドイツ8.9%減、韓国5.4%減



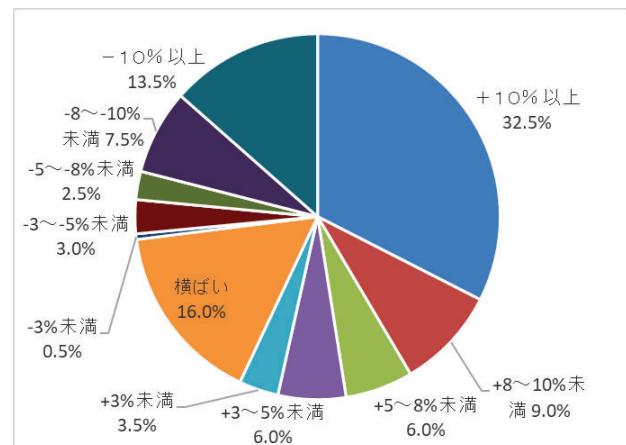
4

5. 新型コロナウイルス感染症からの回復状況

- 協会実施の本年第1四半期(1~3月期)の景況調査(四半期・回答企業200社)によると、鋳造企業の生産状況は、前年同期比10%以上プラスの大幅な回復傾向の企業が32.5%で最も多く、比率の高い順では、横ばいが16.0%、続いて10%以上マイナスの企業が13.5%となっている。
- 回復企業も多いが、まだまだコロナからの受注の回復が出来ず、雇用調整助成金を活用している企業も多く二極化の状況。

第1四半期の生産量に係る前年同期比（増減率）

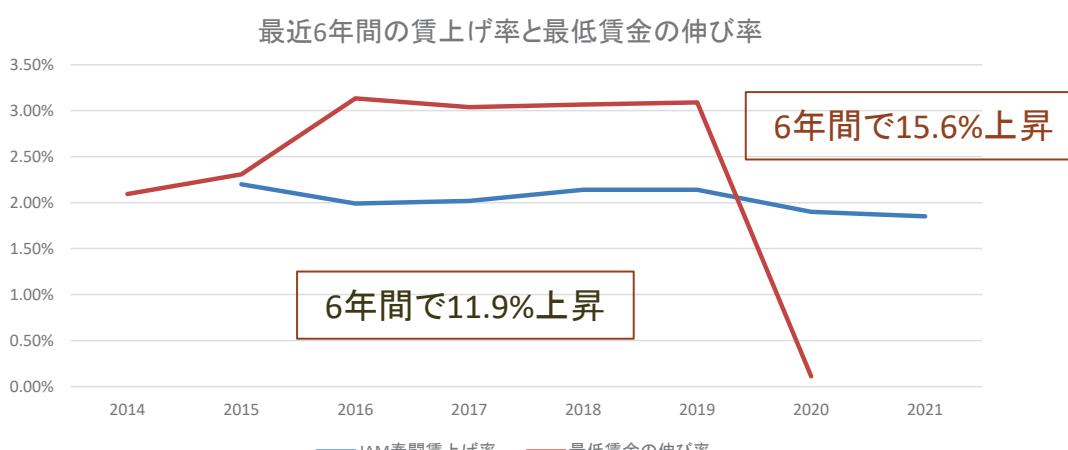
増減率	企業数	比率%
+10%以上	65	32.5
+8~10%未満	18	9.0
+5~8%未満	12	6.0
+3~5%未満	12	6.0
+3%未満	7	3.5
横ばい	32	16.0
-3%未満	1	0.5
-3~5%未満	6	3.0
-5~8%未満	5	2.5
-8~10%未満	15	7.5
-10%以上	27	13.5
合計	200	100.0



(一社) 日本鋳造協会景況調査 調査対象期間：2021年1月～3月 対象企業：会員企業 鋳造メーカー200社 5

6. 人手不足等によるコスト増

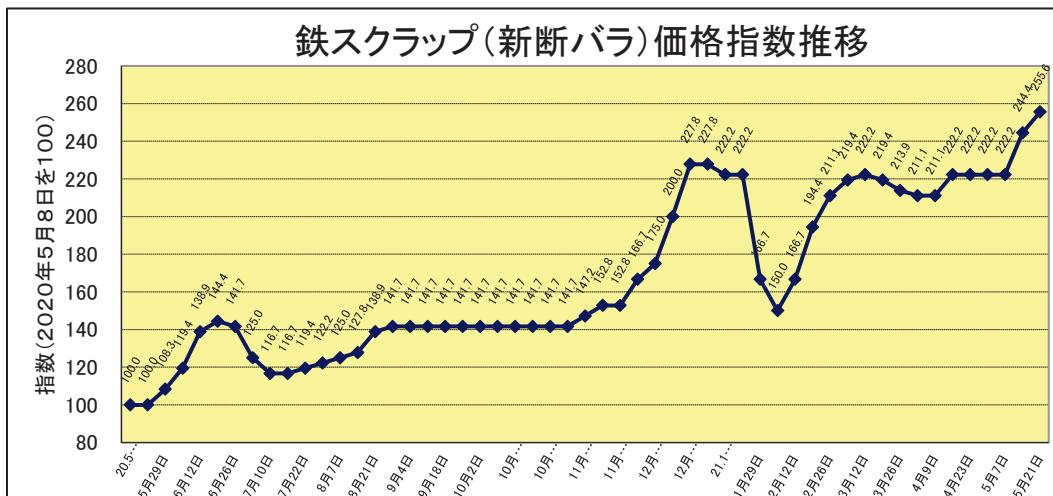
- ①2015年から2021年の6年間で、賃金が11.9%上昇（ものづくり産業労働組合調べ）。最低賃金もここ6年間で15.6%上昇
また、働き方改革への対応するためには、人手確保のため、
労務費がさらに上昇
- ②しかしながら、これら労務費上昇分の価格転嫁が困難な状況



出所: JAM(ものづくり産業労働組合)の春闘情報(従業員300人未満)、厚労省(最低賃金改定情報)

7. 鉄スクラップ価格の高騰

- 鑄物製品の主要な原材料である鉄スクラップの価格は、中国・東南アジア他、世界及び国内での生産回復により、**需要が拡大**、**2020年11月以降急激に高騰**しており、2021年5月には、対一年前指数で250超と、**2.5倍**となっている。
- 製品価格へサーチャージ制(価格スライド制)を採用していない企業もあり、また使用していても急激な高騰により、**価格への転嫁が難しい状況**にある。



出所：日刊市況通信

7

8. エネルギーコスト増(FIT賦課金の負担拡大)

- ①銘鉄鑄物製造業では、電気炉で鉄を約1,500度の高温で溶解するため、大きな電力を要する**電力多消費産業**である。なお、電力会社との契約電力は、月の最大電力から算出するため、企業規模の大小に関わらず固定費の負担も大きい。
- ②原発停止後の電気料金値上げ等により、**購入電力額は製品コストの10%超**。また、製品出荷額が約15%減少の中、**購入電力使用額は16.6%に増大**。
- ③ユーザー企業との取引で下請の立場となる鋳造業では、**利益率***が相対的に低く(1~2%程度)、FIT賦課金の負担拡大は、更なる業績悪化を懸念。

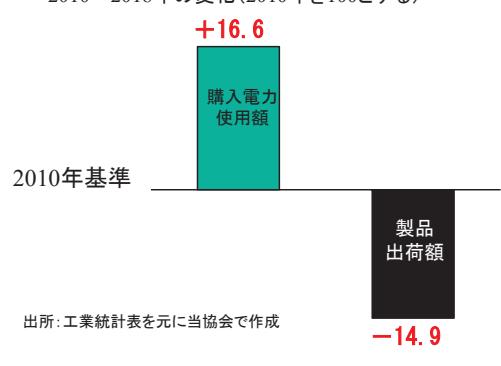
*経産省2013年策定の素形材産業ビジョンより

2021年度のFIT賦課金は、3.36円/kWh(買取総額約3.84兆円)

2012年の制度開始から9年間で15.3倍に上昇し、銘鉄鑄物業界の**FIT賦課金負担額**は、約142億円(協会試算)となり、これは東日本大震災後の電気料金平均値上げ額2.73円/kWhを超える負担額、電気料金値上げ額と合わせるとkWh当たり**約6.1円の負担増**。銘鉄鑄物業界全体の2020年の**利益は約70~140億円(推定)**。電気料金1円の値上げで約42億円の**負担増**となり、利益大幅圧縮。



銘鉄鑄物業界における購入電力使用額・製品出荷額
2010→2018年の変化(2010年を100とする)



出所: 工業統計表を元に当協会で作成

8

9. 取引慣行上の問題(①労務費増の転嫁)

- ①労務費上昇に伴う取引対価の見直しは、発注者側との協議の徹底状況について、**30.4%が未実施**(図1)
- ②協議の結果、労務費変動を反映できた割合(一部を含む)は、**30.5%**にとどまり、**改善が進んでいない**(図2)

図1 労務費上昇の取引対価の見直しの際の協議の徹底について(n=148)

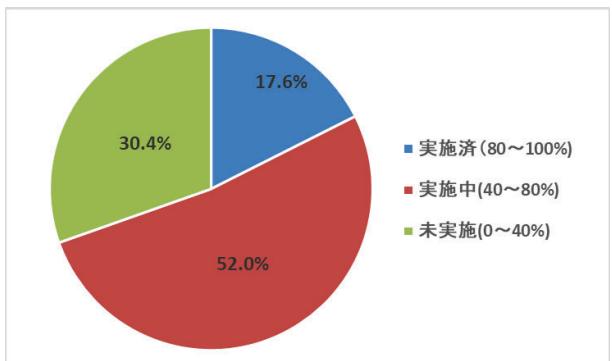
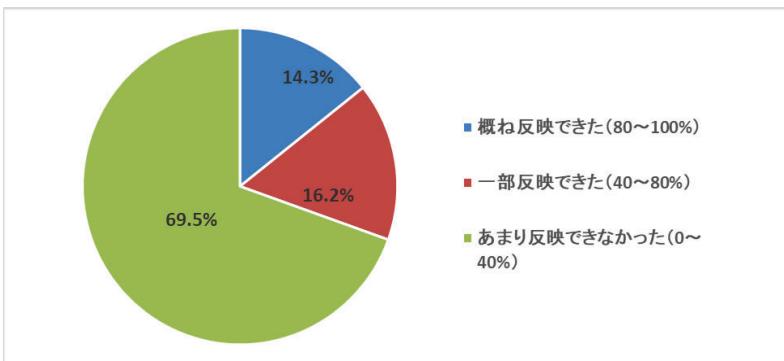


図2 最低賃金や人手不足を理由とした労務費の変動について(n=105)



出所:令和2年11月素形材産業の適正取引にかかるフォローアップ調査結果概要(鋳造産業)

9

9. 取引慣行上の問題(②型管理の適正化)

- ①型保管費用の負担は、一部改善を含めて**36.7%**にとどまり、**改善できていないが63.4%**(図3)
- ②型保管期限を過ぎた型の返却廃棄は、一部を含め**61.3%**で昨年度より**2.8%**増加したが、**依然として進展とは言えず**(図4)

図3 受注側の保管費用の負担の改善状況について(n=143)

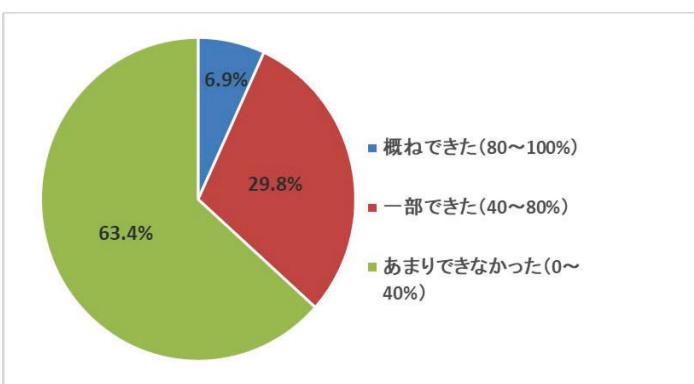
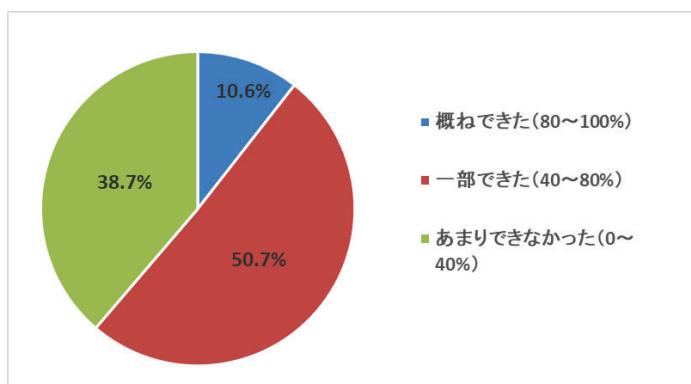


図4 保管期間を過ぎた型の返却や廃棄の促進について(n=142)



出所:令和2年11月素形材産業の適正取引にかかるフォローアップ調査結果概要(鋳造産業)

10

9. 取引慣行上の問題(③代金支払の適正化)

- ①下請代金の支払いは、全て現金払いの企業が11.4%にとどまり、他88.6%の企業は手形等の取引が存在(図5)
②手形支払のサイトは、振興基準に記載された、「60日の目標」を達成している割合は5.8%のみ。長期の手形サイトである60日以上のうち、90日以内が22.6%、120日以内及び超が71.5%と合わせて94.1%と、悪化している(図6)

図5 下請代金を手形等で支払われている割合について
(n = 149)

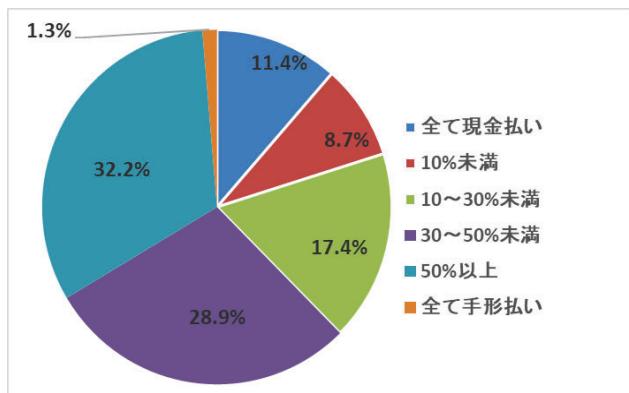
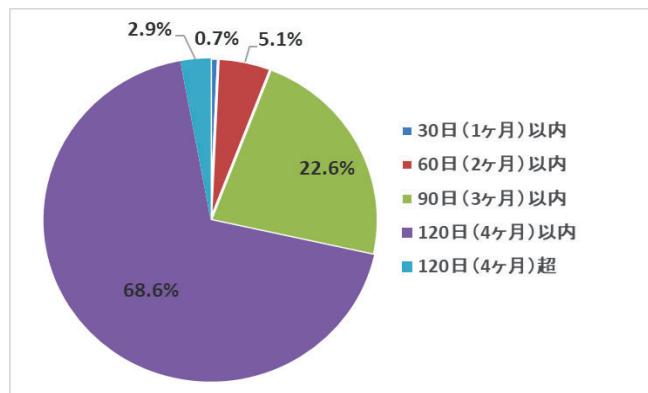


図6 下請代金の支払いの手形等のサイトについて
(n = 137)

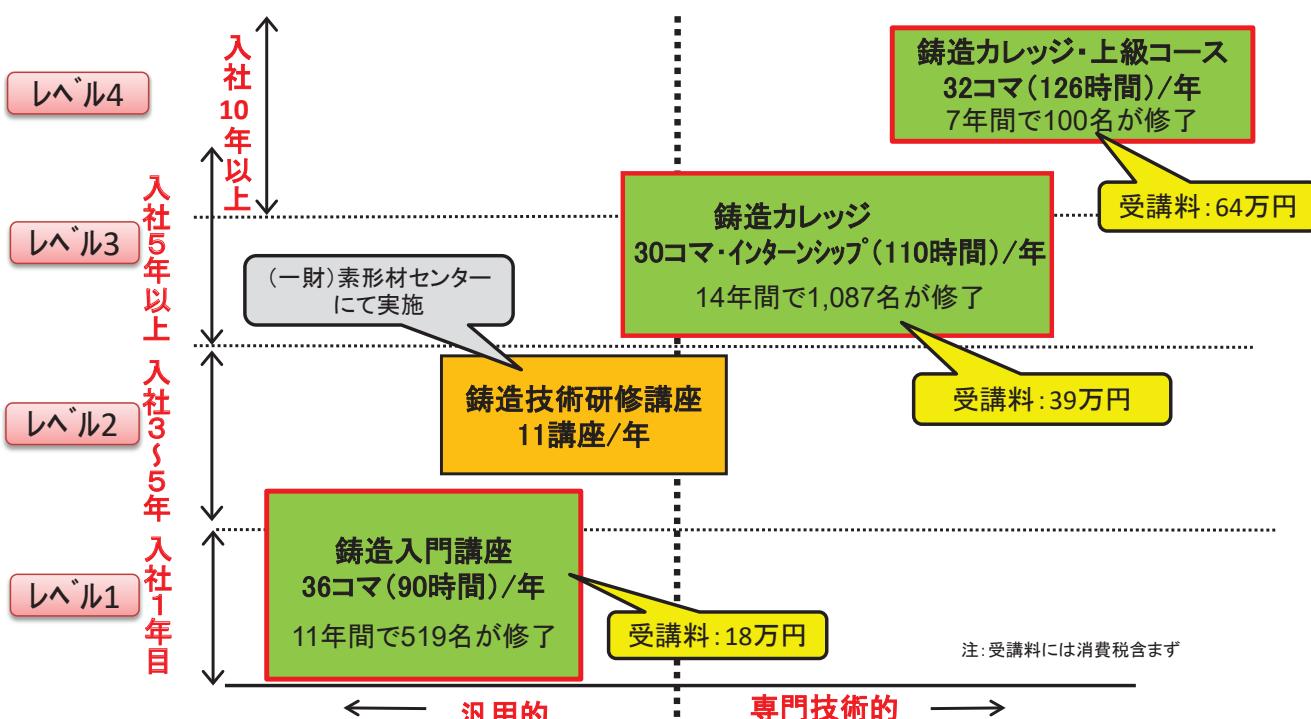


出所:令和2年11月素形材産業の適正取引にかかるフォローアップ調査結果概要(鋳造産業)

11

10. 人材の育成(①研修体制)

当協会は、人材育成が困難な中小企業のために研修体制を構築



10. 人材の育成(②補助金等の利用状況)

○中小企業経営支援等対策費補助金(平成30年度以降廃止)

①指定講習対象:「鋳造カレッジ」「鋳造カレッジ上級コース」

②補助事業者:ものづくり中小事業・小規模事業者

③補助対象経費および補助率: ※平成28年度までの補助率は2/3以内

補助対象経費の区分	補助率*	補助上限額
受講料・旅費・宿泊費	1/2以内	50万円/社

④利用状況

・平成28年度:112名中61名(54.5%)、・平成29年度:111名中48名(43.2%)

○人材開発支援助成金(旧キャリア形成促進助成金)

①対象:「鋳造入門講座」「鋳造カレッジ」「鋳造カレッジ上級コース」

②助成率・助成額:特定訓練コースの場合

OFF-JT:経費助成 45(中小企業以外30)%、賃金助成 760(同380)円/時・人

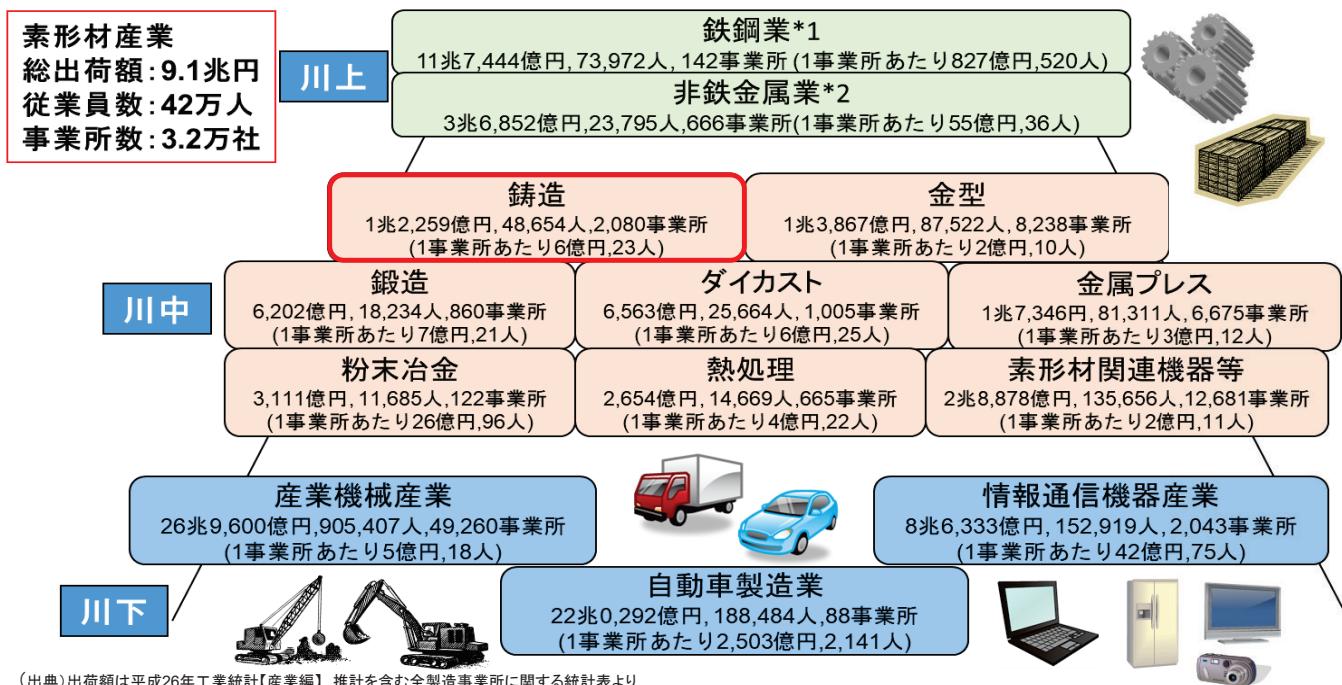
OJT:実施助成 665(同380)円/時・人

③利用状況

・令和元年度:156名中24名(15.3%)、令和2年度:57名中14名(24.6%)

13

(参考)鋳造業の位置づけ



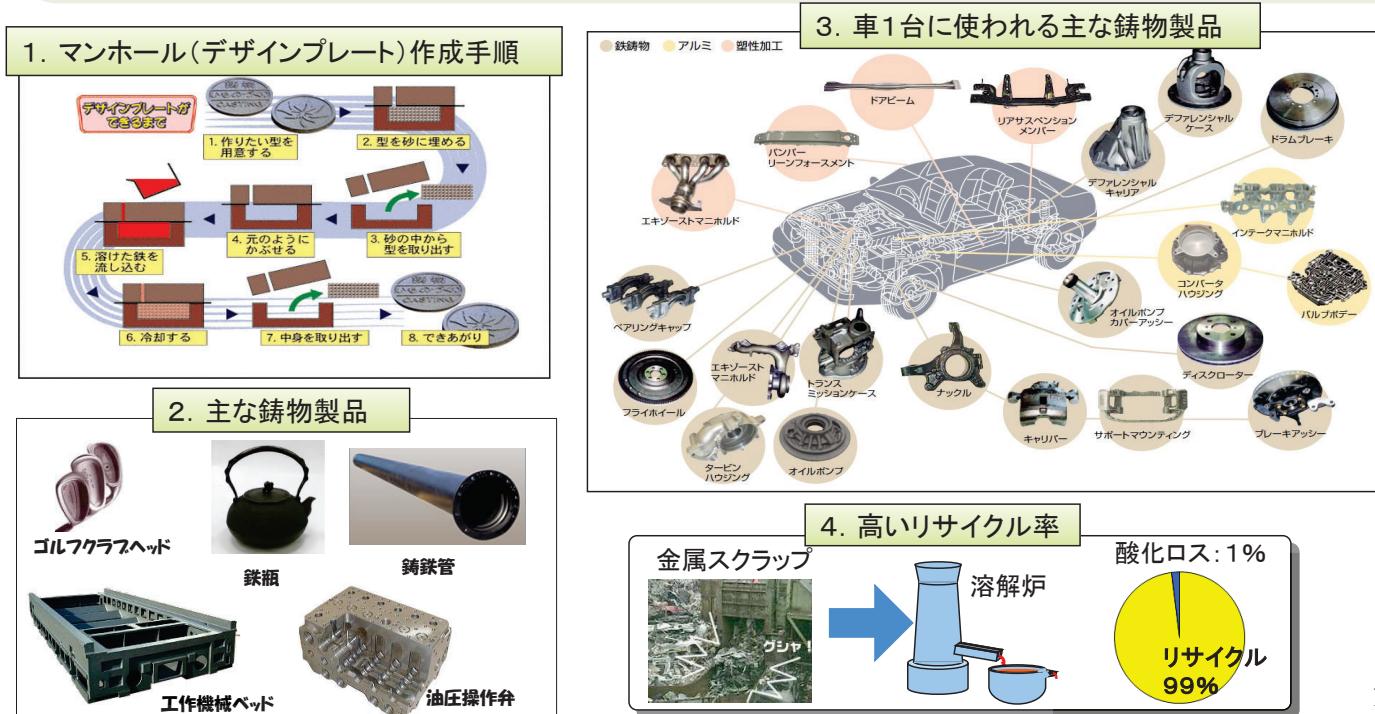
①鋳造業はサポーティングインダストリーの中核として、重要な位置を占める

②受注産業であるため、川下の大企業に対して下請け取引の関係

14

(参考) 鋳造産業とは

- ◆ 金属を溶解して部品・製品を製造
- ◆ 複雑な形状を安価に製造できる手法であり、自動車や工作機械の部品から、フライパンなど日用品まであらゆる様々な用途で利用
- ◆ 車の重量ベースで10%弱が鋳物製品
- ◆ スクラップを原材料に使用する循環型社会に重要な役割を担うリサイクル産業



15

(参考)長い歴史と技術革新の継続

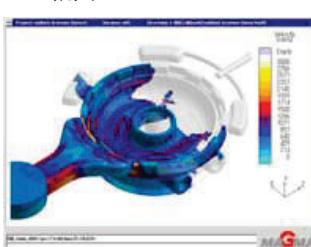
- ◆歴史があり、かつ近代的装置産業

- ・江戸時代以前の創業13社が現在も事業を継続
- ・ITや3Dプリンタを活用した最新鋳造工場による生産

- 日本に鋳物づくりの技が伝わったのは紀元前数百年ごろ
- 奈良時代には、仏像や梵鐘などの製造が盛んに



凝固シミュレーション



3Dプリンタで造形した複雑形状砂型



- ITを駆使した製造シミュレーションや生産管理、3Dプリンタを用いた革新鋳造法など技術革新を継続

「鋳物産業振興議員連盟」議員との情報交換会 業界出席者(6/9現在)

(順不同)

	協会役職	氏名	地区	会社名・組合名・役職	備考
1	顧問	伊藤 光男	埼玉	伊藤鉄工(株) 代表取締役社長(川口鋳物工業協同組合 前理事長)	
2	副会長	田島 正明	埼玉	(株)田島軽金属 代表取締役	
3	"	澤田 正治	愛知	アイシン高丘(株) 顧問	
4	副会長・専務理事	鈴木 晴光	東京	一般社団法人日本鋳造協会	
5	協会役員	木村 敬彦	栃木	(株)真岡製作所 取締役専務執行役員	
6	"	石川 義明	埼玉	川口鋳物工業協同組合 理事長(石川金属機工(株) 代表取締役社長)	
7	"	堀口 幹夫	埼玉	(株)堀口鋳工所 代表取締役(東京鋳物工業協同組合 理事長)	
8	"	高橋 健太郎	埼玉	(株)ハイキャスト 代表取締役社長	
9		八木 茂夫	栃木	(株)真岡製作所 営業センター長	
10		島村 大	東京	島村工業(株) 代表取締役(東京鋳物工業協同組合 副理事長)	
11		若林 誠	東京	(株)キャスト 代表取締役社長	
12		平石 正治	埼玉	川口鋳物工業協同組合 副理事長	
13		入野 純一	埼玉	川口鋳物工業協同組合 専務理事(不二工業(株) 代表取締役)	
14		神場 光昭	埼玉	川口鋳物工業協同組合 事務局長	
15		百海 敏彦	埼玉	川口鋳物工業協同組合 総務部長	
16		相良 芳輝	埼玉	川口鋳物工業協同組合 総務課長	

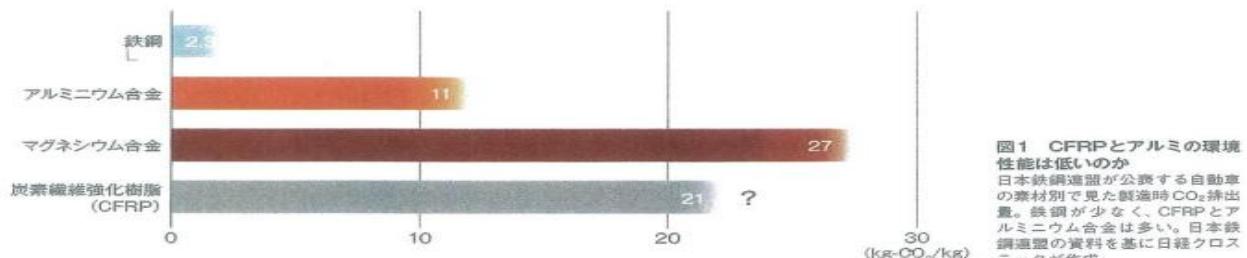
<協会事務局>

17		関 尚也		経営グループリーダー	
18		篠崎 和子		総務グループリーダー	
19		玉村 秀男		総務グループサブリーダー	
20		鈴木 曜子		総務グループサブリーダー	

鉄スクラップの安定確保に対する支援について

1. LCA 規制における鉄製品の優位性

鉄製品（鉄鋼、鉄鋳物）の製造時における CO₂ 排出量は、1 Kgあたり約 2.3Kg であり、アルミニウム合金 約 11Kg の 1／5、炭素繊維強化樹脂（CFRP）約 21Kg の 1／7 と、環境性能が高い材料である。
(出典：Nikkei Automotive 2021.6)

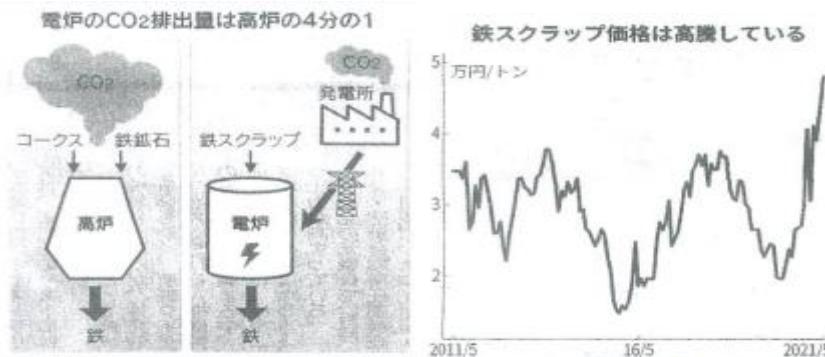


2. 鉄スクラップの状況

鉄鋼業界では、脱炭素対応で、鉄スクラップから再生する電炉への転換、転炉での鉄スクラップ使用等により鉄スクラップの購入量を大幅に増やす施策を行っており、需要増加により市場価格が上昇している。スクラップ標準品種「H 2」の関東地区での電炉会社の買値は、2020 年春の底値から、一年で 2.5 倍となり 13 年振りの高値水準である。

更に、市況を押し上げているのは、国内要因だけでなく、中国が「カーボンニュートラル」目標達成の為、スクラップの輸入を解禁し、中国勢が日本のスクラップを買い占める動きも要因となっている。

国内の鉄スクラップは、19 年度に約 3,400 万トン発生し、約 2,600 万トンを国内で利用し、残り約 800 万トンは輸出に回った。国内利用の内、鉄鋳造業界は、約 330 万トンを占めている。



(出典：日本経済新聞 2021.6.6)

3. 要望

2 項に記載の通り、鉄鋼業界での鉄スクラップの調達量増加、及び中国等海外への輸出増加により、安定的な調達が困難になり、生産に支障をきたす事態となってくることが想定されます。鋳造業界の保護の観点から輸出調整等を要望致します。

また、現在、鉄スクラップの価格変動に応じて 3 ヶ月（または 6 ヶ月）毎のサーチャージ期間を設定し、売値価格改定を行っておりますが、昨今の価格急騰により、調達価格の上昇に対して売値がカバーしきれていない事、また市況の価格変動を上回る調達価格の上昇により収益を押し下げ経営を圧迫する事態となっております。この対策として、材料価格の値上げ、サーチャージ期間の短縮化（3 ヶ月→1 ヶ月）を要望致します。

以上



令和 3 年 6 月
中小企業庁

「未来志向型の取引慣行に向けて」について

「未来志向型の取引慣行に向けて」の推進について①

- 既存の重点3課題の深堀とともに、新たに「知財・ノウハウの保護」「働き方改革に伴うしわ寄せ防止」を追加し、取引適正化重点5課題として取組を推進。
- 「下請Gメンや調査等によるきめ細かな実態把握」、産業界における「契約のひな形・ガイドライン等ルールの遵守徹底」、「下請法等に基づく厳正な指導」を全体の方針として取組を実施。
- コロナ禍の経済状況を踏まえつつ、取引適正化に向けた取組を一層進めていく。

新たな重点課題

重点5課題	現状・課題	今後の取組方針
知的財産・ノウハウの保護	<ul style="list-style-type: none"> 中小企業が知的財産権等に関して、公正な条件での適正な契約を締結できていない。 知的財産権等に関する支援を行うことができる外部の専門人材が少ない。 企業内において、知的財産等の重要性が認識されていない。 <p>〈下請Gメンによって把握した問題事例〉 ・親事業者が立ち合いと言って工場を見学し、自社のノウハウを持っていかれて内製化されてしまった。(印刷) ・海外生産用金型の製造依頼を受け、設計図の有償譲渡はしているが、満足な価格になっていない。(化学)</p>	<ul style="list-style-type: none"> 知財Gメンによる知財の活用等の実態把握の実施（令和2年7月以降） 大企業・中小企業、学識者、弁護士、支援機関等有識者による検討会を令和2年7月に設置。 ①「知財取引における契約のひな形、ガイドライン」の策定 ②支援策(普及啓発、支援機関等の専門人材の活用) ③知財Gメンの体制強化の検討（知財弁護士の登用等）について議論。 令和3年3月に「知的財産取引に関するガイドライン」を策定し、公表。
働き方改革に伴うしわ寄せ防止	<ul style="list-style-type: none"> 昨年4月からの時間外労働の上限規制の中小企業適用を踏まえ、中小企業の実態把握が必要。 <p>〈下請Gメンヒアによって把握した問題事例〉 ・短納期発注が多くなったが、割増料金がもらえない。(自動車) ・金曜日に仕事を発注し、「土・日曜日にやれ」と言われた。単価の上乗せは認められなかった。(電機・情報通信機器)</p>	<ul style="list-style-type: none"> 今後も、Gメン等により取引実態を把握。問題事例に対し、指導・助言を実施。 良い事例・悪い事例の周知徹底。（業界団体等）

2

「未来志向型の取引慣行に向けて」の推進について②

既存の重点課題

重点5課題	現状・課題	今後の取組方針
型取引の適正化	<ul style="list-style-type: none"> 令和元年度の協議会の議論を踏まえ、振興基準を昨年1月に改正し、親事業者による金型の保管料の負担や不要な金型の廃棄などの進展が見られるものの、その進捗は道半ば。 不要な金型の廃棄の更なる推進と振興基準や型取引適正化推進協議会報告書の周知徹底が必要。 <p>〈下請Gメンヒアによって把握した問題事例〉 ・金型の引取りの要請を行ったが引き取ってもらせず、100型を無償保管中である。(自動車) ・親事業者が木型の保管料や廃棄の相談をまったく受け付けてくれない。(工作機械)</p>	<ul style="list-style-type: none"> 型取引ルールを反映した自主行動計画の改定を踏まえ、以下の取組を実施。 型取引適正化推進協議会による、各業界団体からの取組状況の聴取。(令和2年8月、12月開催) 個別企業に対する数万社単位でのフォローアップ調査の実施。(令和2年10月) 型取引の成功事例を示すため、モデル事業者による実証事業を実施。 これらの結果を踏まえ、産業界による自主行動計画の改定やアクション等につなげる。
支払条件の改善	<ul style="list-style-type: none"> 下請代金の現金払い化については着実に浸透しているものの、業界慣習や大企業間取引に着目すると改善が鈍い。 手形等のサイトについては、90日もしくは120日のサイトに張り付いている状況。 約束手形の割引料が下請代金に加味されておらず、十分な協議がなされていない。 新型コロナ感染症による影響を鑑み、下請事業者の資金繰り改善のためにも、支払条件改善への一層の取組が必要。 <p>〈下請Gメンヒアによって把握した問題事例〉 ・以前は手形での支払いだったが、今年より月末締め180日後の現金払いに変わった。(電機・情報通信機器) ・下請法対象外だが、締切から125日後の現金払いという取引がある。(自動車)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ①業種ごとの現金払い・手形等の支払期日と取引慣行の実態、②決済手段の在り方(ファクタリング・電子記録債権等を含む)等について、事業者・金融機関等を交え検討会を令和2年7月に設置。 中小企業への新型コロナ感染症の影響を踏まえ、令和3年3月に手形通達を再改正 産業界への働きかけの強化(振興基準、自主行動計画等の再検討) 5年後の約束手形の利用の廃止に向けた取組の実施 <p>今後も、Gメン等により取引実態を把握。問題事例に対し、指導・助言を実施。</p> <p>良い事例・悪い事例の周知徹底。(業界団体等)</p>
価格決定方法の適正化	<ul style="list-style-type: none"> 昨年2月に、賢人会議「中間とりまとめ」において、大企業と中小企業が共存共栄していく関係を構築するため、適正な価格転嫁など取引適正化をサプライチェーン全体で進め、雇用・所得環境を改善させていく必要性を指摘。 <p>〈下請Gメンヒアによって把握した問題事例〉 ・海外企業の価格を引き合いに出し半額近い値下げを口頭で要求された。(自動車) ・量産ロットの見積もり価格が小ロットの注文にも適用され、利益が出ないので困っている。(電機・情報通信機器)</p>	<ul style="list-style-type: none"> 昨年5月に「未来を拓くパートナーシップ構築推進会議」を設置し、個社による下請振興基準の遵守等を含む自主行動宣言(パートナーシップ構築宣言)を通じ、更なる取引適正化を推進。 今後も、Gメン等により取引実態を把握。問題事例に対し、指導・助言を実施。 良い事例・悪い事例の周知徹底。(業界団体等)

3

知的財産取引検討会

- 令和2年7月に有識者を交えた検討会を設置。問題事例の確認・整理や今後の対応策について議論。(座長：寺岡 寛 中京大学経営学部教授)
- 計8回開催し、知的財産取引に係る問題事例の把握や課題の洗い出しを進めるとともに、
 - ①ノウハウを含め知的財産権を事前の承諾を得ずに、他の目的に利用してはならないこと
 - ②金型の設計図面等の提供を強制しないことなどを示したガイドライン及び契約書ひな形を作成・公表。3月にその内容を「振興基準」に反映し、周知浸透を図っているところ。
- 11月以降には、ガイドラインの定着等に向けて、外部専門人材の不足への対応や、中小企業における知財の重要性の認識向上に向けた施策についても議論を進め、それらをとりまとめた報告書を3月に公表。

中小企業の知的財産に関する取引実態

- 公取委「製造業者のノウハウ・知的財産権を対象とした優越的地位の濫用行為等に関する実態調査報告書」(令和元年6月)
(報告事例) 営業秘密であるノウハウの開示等を強要される。名ばかりの共同研究開発契約の締結を強いられる。等
- 下請Gメン(取引調査員)によるヒアリング

1. 契約締結前

コスト削減のためという名目で共同研究を持ちかけられても当社の持つノウハウをさらけ出して持って行かれるおそれがあるので簡単には乗れない。<自動車>

2. 工場見学・工場監査

親事業者が立合いで工場を見学し、自社のノウハウを持っていかれて内製化されてしまった。<印刷>

3. 試作品開発

大手メーカー向けて、試作品を製作(特許技術)。内製化しない旨の誓約書を交わしたにもかかわらず、内製化を進めようとしていたことが判明。抗議したところ、「特許侵害の証拠を見せろ」といわれた。<半導体>

4. 取引開始後

過去の主要取引先に金型図面を渡したら、そのまま海外でコピーされた。<化学会>
海外生産用金型の製造依頼を受け、設計図の有償譲渡はしているが、満足な価格になっていない。<自動車>

知的財産取引検討会 概要

構成員

学識者、弁護士、弁理士、大企業・中小企業、中小企業支援機関

●オブザーバー

中小企業団体、公正取引委員会、総務省、特許庁、経産省産政局・産技局

論点

- (1)適正な契約締結
⇒ガイドライン・契約のひな形
- (2)外部専門人材の不足
- (3)中小企業における知財重要性の認識

スケジュール

- 第1回 現状と課題の整理(令和2年7月22日)
第2回 中小企業へのヒアリング(令和2年7月31日)
第3回 ガイドライン・契約書ひな形の方向性の検討(令和2年8月20日)
第4回 ガイドライン・契約書ひな形のとりまとめ(令和2年9月24日)
第5回～第7回 中小企業における知財活用方策について
第8回 とりまとめ(令和3年2月26日)

4

約束手形をはじめとする支払条件の改善に向けた検討会

- 令和2年7月より、有識者を交えた検討会を設置し、更なる支払条件改善に向けた議論を開始。(座長：神田 秀樹 学習院大学大学院法務研究科教授)
- 計6回開催。手形払いの現金化や、約束手形の以下の論点について議論を行い、3月に公表した報告書を踏まえ、
 - 1)手形等のサイトは60日以内とすること等を盛り込んだ手形通達の改正と「振興基準」への反映を行った。
 - 2)業種特性を踏まえつつ、5年後の約束手形の利用の廃止に向けて、各産業界・金融界による自主行動計画の策定・改定を促進していく。

現状(自主行動計画フォローアップ調査)

①手形払いの現金化：

徐々に改善傾向だが、足下では若干悪化

「すべて現金払い」の割合	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
発注側	49%	53%	57%	52%
受注側	26%	28%	30%	27%

②手形サイトの短縮：

改善は道半ば

「60日以内」の割合	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
発注側	14%	13%	18%	15%
受注側	10%	12%	14%	11%

③手形割引料(金利分)の代金上乗せ：

若干改善も不十分

「概ね勘案」の割合	平成30年度	令和元年度	令和2年度
受注側	19%	23%	24%

検討会での手形払いの現金化に関する議論

<手形払いの現金化>

○支払側の8割、受取側の9割が「やめたい」との意向。主な理由は以下の通り。

支払側：「手形の購入代金・印紙代」

受取側：「繰延せず現金で支払って欲しい(支払サイトが長い)」

※他方、やめられない理由として業界の商慣習や、支払側の意向、自社が受注側となる取引において改善が進んでいないため、自らも現金払いができるとの意見も。

<手形サイト>

○手形サイトは支払側が決めている構造。支払側は現状のまま良いとする一方、受取側は短縮すべきとの意見が多い。長い支払サイトは、中小企業の資金繰りへの負担に。

○割引料については、長年の慣行や企業間の力関係で受取人負担となっていることが多いとの意見。

約束手形をはじめとする支払条件の改善に向けた検討会 概要

構成員

●委員

学識者、弁護士、大企業・中小企業

●オブザーバー

中小企業団体、金融機関団体、フィンテック企業

公正取引委員会、金融庁、経産省商サG

論点

- (1)約束手形の「更なる現金化」に向けたアクション
- (2)手形サイトの長さ
- (3)手形の割引料の負担
- (4)IT化・新しい決済手段の利便性とコスト

スケジュール

- 第1回 現状と課題(令和2年7月31日)

- 第2回 約束手形に関する論点について検討(令和2年8月19日)

- 第3回 中間とりまとめ(令和2年9月14日)

- 第4回・第5回 約束手形に関する論点について

- (令和2年11月16日・12月21日)

- 第6回 とりまとめ(令和3年2月19日)

5

型取引の適正化推進協議会報告書の概要

(1) 課題と現状

課題	現状
論点① 型の所有、取引条件	取引条件、型に対する指示が口頭等で曖昧
論点② 型代金・型相当費の支払	量産開始まで型代金・型相当費が支払われず、支払も24回分割払で資金繰りが苦しい
論点③ 型の廃棄・保管	廃棄の取り決めが不明確でサプライチェーン全体で共有化されておらず、廃棄の判断がされない。保管メンテナンス等の費用は受注側負担
論点④ 廃棄年数・保管費用項目等の実効的目安	産業実態に則し具体性のある目安の策定(自動車、産業機械、電機・電子・情報産業)
論点⑤ 型の技術・ノウハウ	発注側企業から、一方的に型、図面データ等の提供を要請され、第三者に譲渡等。

(2) 考え方

各課題について、型の所有実態、型に対する制限、要請等の内容を踏まえて、**取引を3類型に整理**し、それぞれの類型に応じて、適正化を図る。

【類型】

- A：型についても**取引（請負等）を行う場合**
- B：取引の対象は部品であるものの、型についても**部品に付随する取引として型相当費の支払いや製作・保管の指示等を行う場合**
- C：上記以外の場合

(3) 取引類型ごとの整理

類型	論点②		論点③		論点④	論点⑤
	所有権	支払方法及び支払の時期	廃棄	保管料		
A	発注側 資金繰りに課題のある受注側企業には更なる前倒し	完成品の引渡し時点での一括払い、 資金繰りに課題のある受注側企業には更なる前倒し	発注側が、廃棄の取り決めを定め、取り決めるに基づき廃棄	発注側負担 (発注側が所有する型を保管させるため)	型の廃棄・返却の目安 ・量産期から補給期への移行の明確化 ・廃棄・保管に関する定期的な協議・連絡 ・廃棄を前提に協議する型の経過年数の明確化 -自動車：量産終了後15年 -産業機械：量産終了後10-15年 -電機・電子：最終生産後3年 型保管費用項目の目安 ・土地建物費等項目を明確化	秘密保持契約を含めた取決めの書面化 (意図せざる図面やデータの流出防止)
B	受注側 資金繰りに課題のある受注側企業には一括払い、支払時期の前倒し	協議して、廃棄の取り決めを定め、取り決めるに基づき廃棄	発注側負担 (発注側が保管等の指示を行うため)			
C	受注側	-	受注側が独自に判断	受注側負担 (受注側が独自に保管を行うため)		型の製作技術・ノウハウに対する対価の支払い

論点① 各項目に係る取引条件の明確化と書面化の徹底

6

しわ寄せ防止総合対策の概要

- 「働き方改革の推進」と「取引適正化」は車の両輪であり、大企業等の働き方改革による下請等中小事業者への「しわ寄せ」の防止は、親事業者と下請等中小事業者の双方が生産性の向上・成長と分配の好循環を実現する上で**共通の課題**
- このため、**厚生労働省・公正取引委員会・中小企業庁**が一層の連携を図り、「働き方改革の推進」と「取引適正化」を一体的に推進するため **「大企業・親事業者の働き方改革に伴う下請等中小事業者へのしわ寄せ防止のための総合対策」**を策定（令和元年6月26日）

＜総合対策の4つの柱＞

① 関係法令等の周知広報

- ・労働局・労基署が、あらゆる機会を通じて、労働時間等設定改善法に加え、下請中小企業振興法に基づく「振興基準」等についてもリーフレット等を活用して周知
- ・「しわ寄せ防止キャンペーン月間」の設定による経営トップセミナーの開催等の集中的な取組
- ・労働施策総合推進法第10条の3に基づく協議会等における課題の共有と地域での取組の推進

② 労働局・労基署等の窓口等における「しわ寄せ」情報の提供

- ・下請等中小事業者から、大企業・親事業者の働き方改革による「しわ寄せ」に関する相談が寄せられた場合には、相談情報を地方経産局に情報提供

③ 労働局・労基署による「しわ寄せ」防止に向けた要請等・通報

- ・労働局から管内の大企業等に対し、「しわ寄せ」防止に向けた要請等を実施
- ・下請事業者に対する監督指導において、労働基準関係法令違反が認められ、背景に親事業者による下請法等違反行為の存在が疑われる場合には、公取委・中企庁に通報

④ 公取委・中企庁による指導及び不当な行為事例の周知・広報

- ・大企業の働き方改革に伴う下請等中小事業者へのコスト負担を伴わない短納期発注等の下請法等違反の「しわ寄せ」については、公取委・中企庁が、下請法等に基づき、厳正に対応
- ・実際に行った指導事例や不当な行為の事例（べからず集）の周知・広報の徹底

7

下請ガイドライン策定業種、自主行動計画策定団体（令和3年4月末時点）

- 下請ガイドラインは現在18業種策定、自主行動計画は現在16業種50団体策定。

＜下請ガイドライン策定業種＞

業種	ガイドライン名称
製造	素形材
製造	自動車
製造	産業機械・航空機等
製造	織維
製造	電気・情報通信機器
情報	情報サービス・ソフトウェア
サービス	広告業
建設	建設業
製造	建材・住宅設備産業
運輸	トラック運送業
情報	放送コンテンツ
製造	金属産業（旧鉄鋼）
製造	化学産業
製造	紙・紙加工業
製造	印刷業
情報	アニメーション製作業
食品	豆腐・油揚製造業
食品	牛乳・乳製品

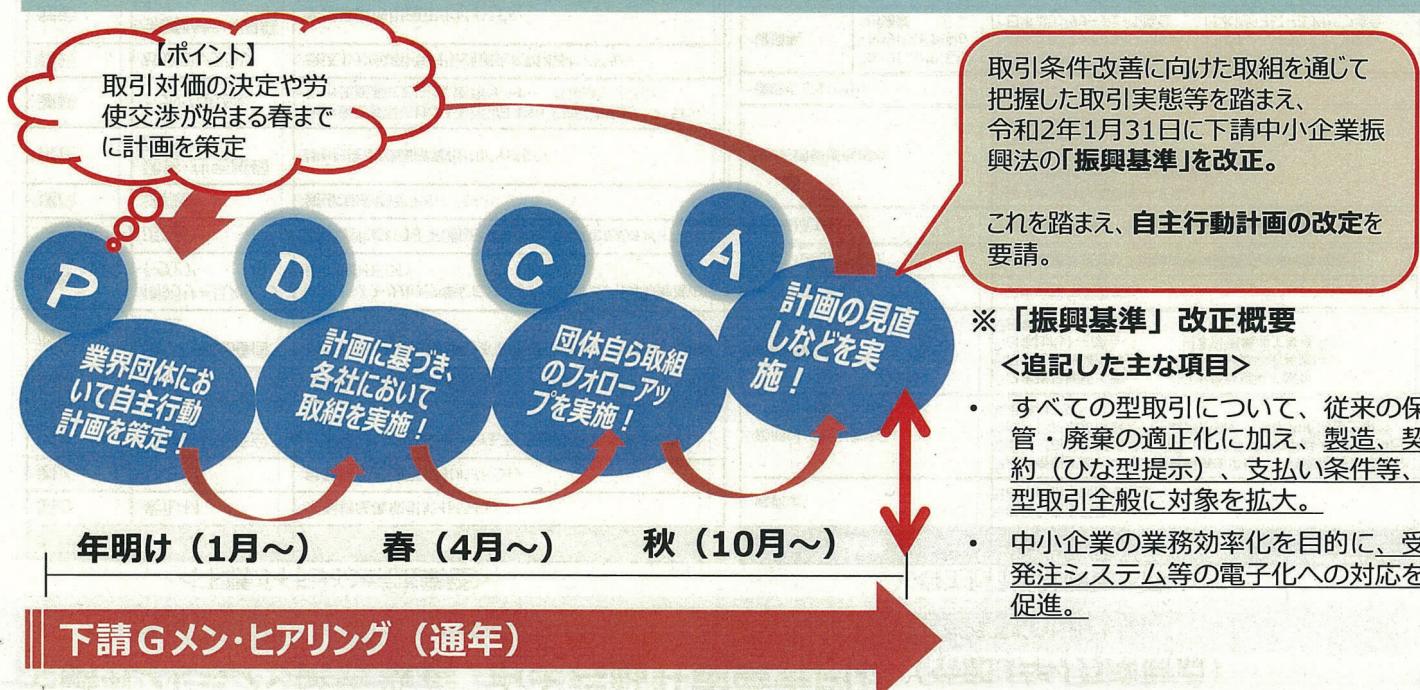
＜自主行動計画策定団体＞

業種	団体名
自動車	日本自動車工業会 日本自動車部品工業会
素形材（9団体連名）	日本金型工業会／日本金属熱処理工業会／日本金属プレス工業協会／日本金属プレス工業協会／日本ダイカスト協会／日本鋳造協会／日本鋳造協会／日本鋳造協会／日本粉末冶金工業会／素形材センター
機械製造業	日本建設機械工業会 日本工作機械工業会 日本ロボット工業会 日本分析機器工業会
航空宇宙工業	日本航空宇宙工業会
織維（2団体連名）	日本織維産業連盟／織維産業流通構造改革推進協議会
紙・紙加工業	日本製紙連合会 全国段ボール工業組合連合会
電機・情報通信機器	電子情報技術産業協会（JEITA） ビジネス機械・情報システム産業協会 情報通信ネットワーク産業協会 日本電機工業会 カメラ映像機器工業会
情報サービス・ソフトウェア	情報サービス産業協会
流通業	スーパー、コンビニ、ドラッグストア等の小売業
建材・住宅設備	日本建材・住宅設備産業協会
金属産業	日本電線工業会 日本アルミニウム協会 日本鉄鋼連盟 日本伸銅協会
化学産業（6団体連名）	日本化学工業協会／塩ビ工業・環境協会／化成品工業協会／石油化学工業協会／日本ゴム工業会／日本プラスチック工業連盟
警備業※警察庁より要請	全国警備業協会
放送コンテンツ業※総務省より要請	放送コンテンツ適正取引推進協議会
トラック運送業※国交省より要請	全日本トラック協会
建設業※国交省より要請	日本建設業連合会

8

更なる取組の浸透と業種の拡大（PDCAサイクルの実施）

- 自主行動計画は策定して終わりではなく、**PDCAサイクルを回し、サプライチェーン全体での浸透を図っていく**ことが重要である。
- また、下請中小企業の取引条件改善に向けて、既存業種だけではなく、**他の業種にも自主行動計画の取組を広げていく**ことが必要である。



9

令和2年度自主行動計画フォローアップ調査結果概要

- 経産省所管の自主行動計画策定業種（12業種44団体）が令和2年9～11月に調査を実施。
- 「未来志向型の取引慣行に向けて」の重点三課題について、「不合理な原価低減要請」、「型管理の適正化」については改善。
- 一方、下請代金の支払条件については、「現金払い化」「手形等のサイト短縮」のいずれも若干悪化しており、今後の課題。
※なお、本調査は当該年度内での実施状況について、各項目ごとに調査。
(回答例：①概ねできた（実施済）、②一部できた（実施中）、③できなかった（未実施）の3択)
- 認識のズレの解消等を目的に、取引問題小委員会にて、策定業界団体が一堂に会し、公開の場で調査結果等について議論。

＜重点三課題 改善割合＞

設問	発注／受注	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
①不合理な原価低減要請を行わない／受けていない (「実施済」と答えた企業の割合)	発注	81%	81%	86%	89%
	受注	40%	51%	56%	59%
②－1 型管理の適正化（※1） 型の返却・廃棄の促進（※「概ねできた」と答えた企業の割合）	発注	39%	39%	50%	55%
	受注	23%	15%	18%	22%
②－2 型管理の適正化（※1） 型の保管費用の発注側負担（※「概ねできた」と答えた企業の割合）	発注	32%	40%	44%	48%
	受注	17%	13%	14%	17%
③－1 下請代金をすべて現金で 支払っている／受け取っている	発注	49%	53%	57%	52%
	受注	26%	28%	30%	27%
③－2 下請代金支払の手形等のサイトが60日以内（※2）	発注	14%	13%	18%	15%
	受注	10%	12%	14%	11%

※1 ②-1、②-2について、電機・情報通信機器は、発注側・受注側の区別がないため、30年度の集計のみ除外。

※2 ③-2手形サイトにおいては、「60日以内」の割合は回答項目「30日以内」「60日以内」の合計から算出。

省エネルギー設備投資支援策について

2021年6月15日
資源エネルギー庁
省エネルギー課

先進的省エネルギー投資促進支援事業費補助金
令和3年度予算額 325.0億円（459.5億円の内数）

資源エネルギー庁
省エネルギー・新エネルギー部
省エネルギー課
03-3501-9726

事業の内容

事業目的・概要

- 工場・事業場において実施されるエネルギー消費効率の高い設備への更新等を以下の取組を通じて支援します。

(A) **先進事業**：高い技術力や省エネ性能を有しており、今後、導入ポテンシャルの拡大等が見込める先進的な省エネ設備等の導入を行う省エネ投資について、重点的に支援を行います。

(B) **オーダーメイド型事業**：個別設計が必要な特注設備等の導入を含む設備更新やプロセス改修、複数事業者が連携した省エネ取組に対して支援を行います。

(C) **指定設備導入事業**：省エネ性能の高い特定のユーティリティ設備、生産設備等への更新を支援します。

(D) **エネマネ事業**：エネマネ事業者とエネルギー管理支援サービスを締結し、EMS制御や運用改善により効率的・効果的な省エネ取組について支援を行います。

成果目標

- 令和3年から令和12年までの10年間の事業であり、令和12年度までに本事業含む省エネ設備投資の更なる促進により、原油換算で1,846万kLの削減に寄与します。

条件（対象者、対象行為、補助率等）

補助 補助(2/3,1/2,1/3,1/4,定額)



事業イメージ

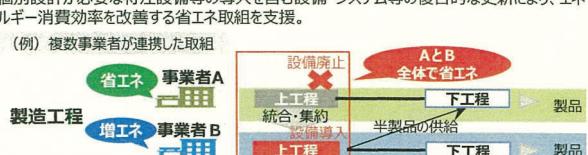
(A) 先進事業

「先進的な省エネ技術等に係る技術評価委員会」等にて検討された先進的な省エネ設備等に係る評価軸・評価項目等に適合する設備等を事前登録し、当該設備等の導入を重点的に支援する。



(B) オーダーメイド型事業

個別設計が必要な特注設備等の導入を含む設備・システム等の複合的な更新により、エネルギー消費効率を改善する省エネ取組を支援。



(C) 指定設備導入事業

從来設備と比較して優れた省エネ性能を有する設備への更新を支援。



(D) エネマネ事業

エネマネ事業者（※）の活用による効率的・効果的な省エネ取組を支援。



先進的省エネルギー投資促進支援事業費補助金

令和3年度予算額 325.0億円

■ 公募期間：2021年5月26日（水）～2021年6月30日（水） 交付決定：2021年8月下旬予定

	(A)先進事業	(B)オーダーメイド型事業	(C)指定設備導入事業	(D)エネマネ事業
概要	資源エネルギー庁で設置された「先進的な省エネ技術等に係る技術評価委員会」で検討した審査項目に則り、外部審査委員会で審査・採択した「先進設備・システム」を導入する事業	機械設計が伴う設備又は事業者の使用目的や用途に合わせて設計・製造する設備等（オーダーメイド型設備）を導入する事業	公募要領で予め定めたエネルギー消費効率等の基準を満たし、補助対象設備として登録及び公表した指定設備を導入する事業	エネマネ事業者と「エネルギー管理支援サービス」を契約しEMS制御等により省エネを図る事業 ※左記（A）～（C）の設備導入事業との組み合わせも可能
申請要件	申請単位において、原油換算量ベースで以下のいずれかの要件を満たす事業 ①省エネ率:30%以上 ②省エネ量:1,000kWh以上 ③エネルギー消費原単位改善率:15%以上※1	申請単位において、原油換算量ベースで、以下いずれかの要件を満たす事業 ①省エネ率:5%以上→10%以上 ②省エネ量:500kWh以上→700kWh以上 ③エネルギー消費原単位改善率:5%以上→7%以上※1	公募要領で予め定めたエネルギー消費効率等の基準を満たす設備を導入する事業 ①高効率空調、②産業ヒートポンプ、③業務用給湯器、④高性能ボイラ、⑤変圧器、⑥高効率コージェネレーション、⑦低炭素工業炉、⑧冷凍冷蔵設備、⑨産業用モータ、⑩調光制御設備、⑪工作機械、⑫プラスチック加工機械、⑬プレス機械、⑭印刷機械、⑮ダイカストマシン	申請単位で、「EMSの制御効果と省エネ診断等による運用改善効果」により、原油換算量ベースで、省エネ率2%以上を満たす事業
補助対象経費	設計費、設備費、工事費	設計費、設備費、工事費	設備費のみ	設計費、設備費、工事費
補助率	中小企業者等:2 / 3 以内 大企業※2:1 / 2 以内	中小企業者等:1 / 2 以内 大企業※2:1 / 3 以内 ※投資回収年数7年未満の事業は、中小企業者等1/3以内、大企業1/4以内	設備種別・性能（能力等）毎に設定する定額の補助	中小企業者等:1 / 2 以内 大企業※2:1 / 3 以内
補助金限度額	【上限額】15億円/年度 【下限額】100万円/年度 ※複数年度事業の1事業当たりの上限額は、30億円	【上限額】15億円/年度 【下限額】100万円/年度 ※複数年度事業の1事業当たりの上限額は、20億円。ただし、「連携事業」については30億とする。	【上限額】1億円/年度 【下限額】30万円 ※複数年度事業は認められない。	【上限額】1億円/年度 【下限額】100万円/年度 ※複数年度事業の1事業当たりの上限額は、1億円

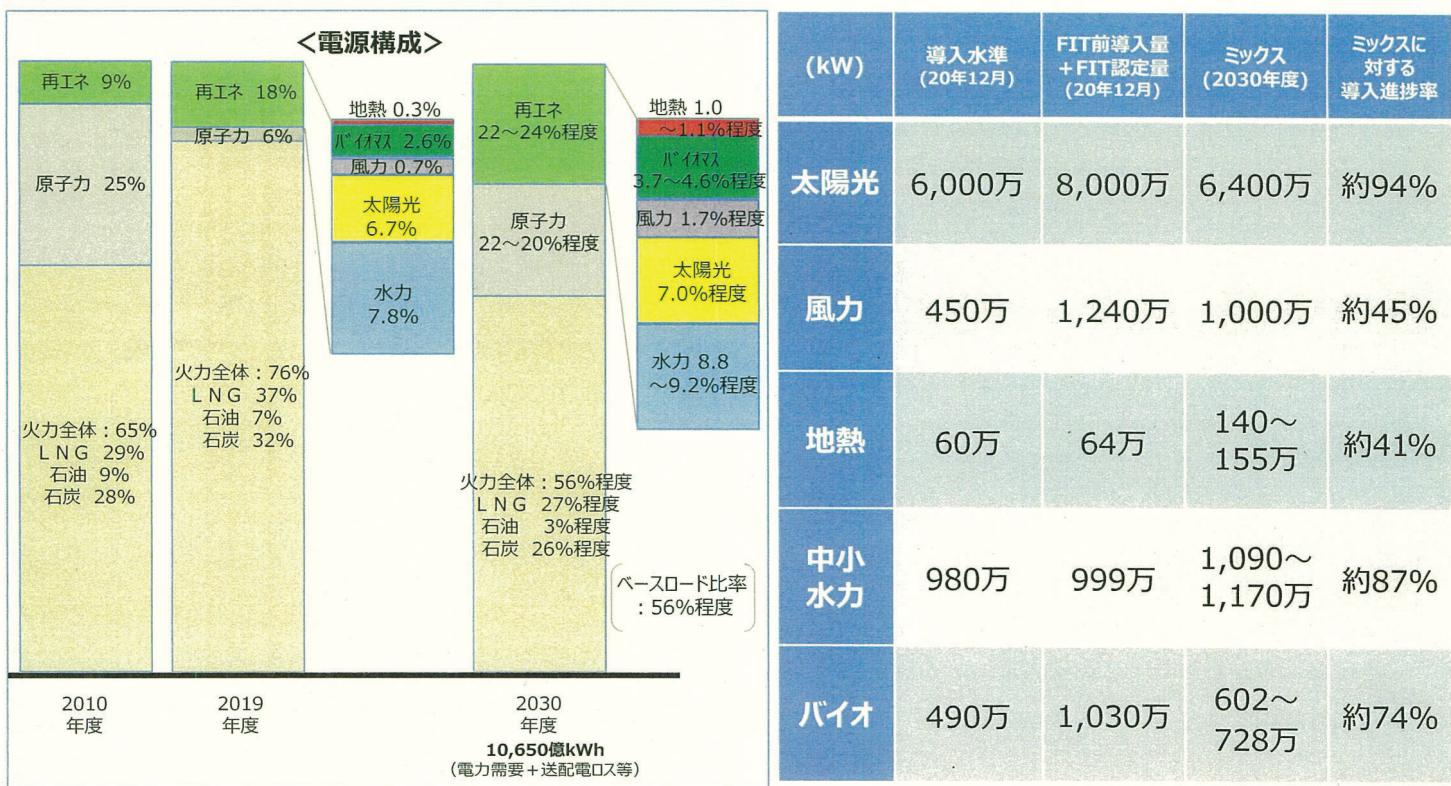
※ 1 設備更新後において、生産量が増加し、かつ、エネルギー消費効率が増加する事業に限る。

※ 2 大企業については、省エネ法におけるSクラス事業者又は2030年度（目標年度）におけるベンチマーク目標達成見込みのある事業者であることを申請の要件とする。

再生可能エネルギーの固定価格買取制度について

2021年6月15日
資源エネルギー庁
新エネルギー課

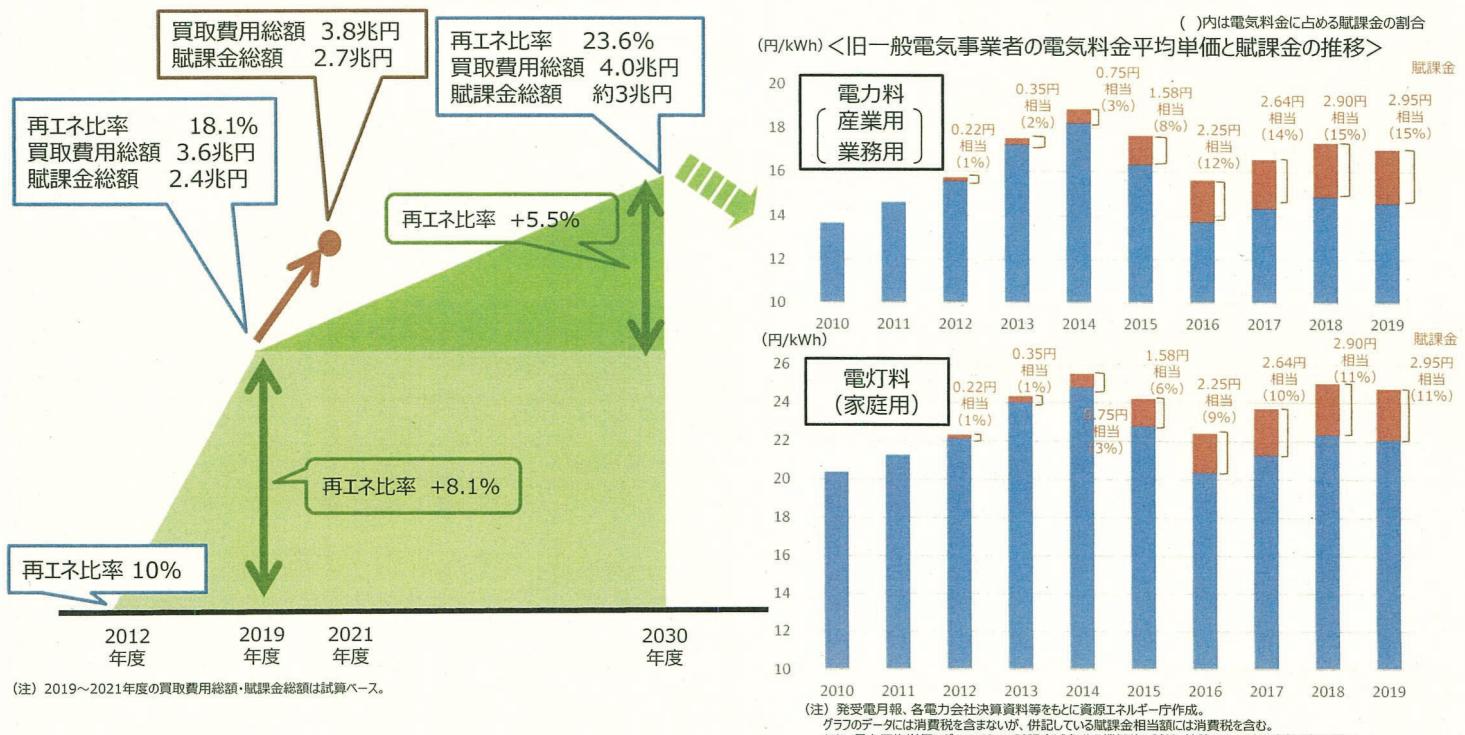
「エネルギー・ミックス」実現への道のり



出典) 総合エネルギー統計(2019年度確報値)等を基に資源エネルギー庁作成
※バイオマスはバイオマス比率考慮後出力。
※改正FIT法による失効分(2020年12月時点で確認できているもの)を反映済。
※地熱・中小水力・バイオマスの「ミックスに対する進捗率」はミックスで示された値の中間値に対する導入量の進捗。

国民負担の増大と電気料金への影響

- 電気料金に占める賦課金割合は、2019年度実績では、**産業用・業務用15%、家庭用11%**。



賦課金減免制度について

- 賦課金減免制度は、電力多消費事業者の国際競争力の維持・強化の観点から、以下の要件を満たす事業者の賦課金負担額を減額する制度。
 - ①電気使用量(kWh)÷売上高(千円)の値が製造業平均の8倍、非製造業平均の14倍 (=5.6) を超えること
 - ②申請事業所の申請事業における電気使用量が年間100万kWhを超えること。
- 賦課金が上昇する中、減免対象とならない家庭や中小事業者の理解を得つつ、制度を継続するために、2016年のFIT法改正において、以下を手当て。
 - ①「国際競争力維持・強化」という制度趣旨の明確化の観点から、減免率を分類
 - ②省エネへの取組状況等に応じて、減免率を分類

認定事業者に対して適用される減免率

	省エネの取組	
	優良	不十分※2
製造業等※1	8割	4割
非製造業	4割	2割

※1 農業・林業・漁業・鉱業・採石業・砂利採取業については製造業の減免率と同等とする。

※2 災害等のやむを得ない事情により、省エネの取組が不十分と評価された場合の救済措置あり。

「鋳物産業振興議員連盟」総会

厚生労働省説明資料

ひと、くらし、みらいのために



雇用調整助成金について

職業安定局雇用開発企画課

令和3年5月28日
【照会先】

職業安定局 雇用開発企画課

課長：宮原 真太郎
課長補佐：古長 秀明

(代表) 03-5253-1111(内線 5816)
(直通) 03-3202-1718

職業安定局 雇用保険課
課長：長良 健二

課長補佐：伏木 繁人
(代表) 03-5253-1111(内線 5763)
(直通) 03-3302-6771

7月以降の雇用調整助成金の特例措置等について

(注) 以下は、事業主の皆様に政府としての方針を表明したものであります。施行にあたっては厚生労働省令の改正等が必要であります。

新型コロナウイルス感染症に係る雇用調整助成金・緊急雇用安定助成金・新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金の特例措置については、5月・6月は特に業況が厳しい事業主等に対し特例を設けつつ、原則的な措置の水準は一定程度抑えることとし、その上で、7月以降の助成内容については通常制度に向けて更に見直しを進めしていく旨公表していいたところです。今般の緊急事態宣言の延長等を踏まえ、7月についても、5月・6月の助成内容を継続することとする予定です(別紙)。8月以降の助成内容については、雇用情勢を踏まえながら検討し、6月中に改めてお知らせします。

雇用調整助成金等・休業支援金等の助成内容

別紙

雇用調整助成金等

(括弧書きの助成率は解雇等を行わない場合)(※3)

休業支援金等

		~4月末	5月・6月・7月			~4月末	5月・6月・7月
中小企業	原則的な措置	4/5(10/10) 15,000円	4/5(9/10) 13,500円	中小企業	原則的な措置	8割 11,000円	8割 9,900円
	地域特例(※1) 業況特例(※2)	—	4/5(10/10) 15,000円		地域特例(※5)	—	8割 11,000円
大企業	原則的な措置	2/3(3/4) 15,000円	2/3(3/4) 13,500円	大企業(※4)	原則的な措置	8割 11,000円	8割 9,900円
	地域特例(※1) 業況特例(※2)	4/5(10/10) 15,000円	4/5(10/10) 15,000円		地域特例(※5)	—	8割 11,000円

(※1)緊急事態措置を実施すべき区域、まん延防止等重点措置を実施すべき区域(以下「重点措置区域」という)において、知事による、新型インフルエンザ等対策特別措置法第18条に規定する基本的対処方針に沿った要請を受けて同法施行令第11条に定める施設における営業時間の短縮等に協力する事業主(～4月末は大企業のみ)。

(※4)大企業はシフト制労働者等のみ対象。
(※5)休業支援金の地域特例の対象は、基本的に雇用調整助成金と同じ(左記※1)。なお、上限額については月単位での適用とする。

(例)5月10日から5月24日までまん延防止等重点措置→5月1日から6月30日(解除月の翌月末)までの休業が地域特例の対象)

(※2)生産指標が最近3か月の月平均で前年又は前々年同期比30%以上減少の全国の事業主

(※3)原則的な措置では、令和2年1月24日以降の解雇等の有無で適用する助成率を判断
地域・業況特例では、令和3年1月8日以降の解雇等の有無で適用する助成率を判断

時間外労働の上限規制について (働き方改革の推進に向けた支援)

労働基準局監督課

-4-

労働基準法による時間外労働の上限

- 労働時間の限度は、1日8時間・1週40時間
(法定労働時間)
- 法定労働時間を超えて時間外労働を行わせる場合には、
①36協定の締結、②労働基準監督署長への届出
が必要

法律による時間外労働の上限（原則）

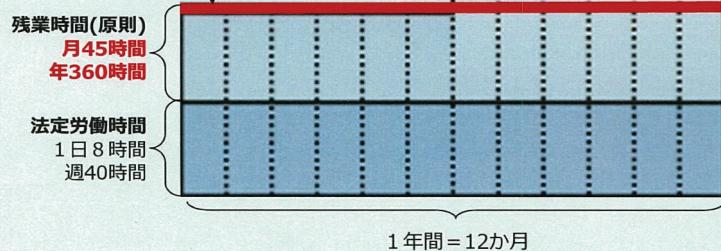
⇒臨時的な特別な事情がなければ超える
ことができない原則の上限時間

- 時間外労働：月45時間以内
- 時間外労働：年360時間以内

法律による時間外労働の上限

⇒臨時的な特別な事情があって労使が合意する場合
(特別条項)でも、守らなければならない事項

- 時間外労働：年720時間以内
- 時間外労働と休日労働の合計：月100時間未満
- 時間外労働と休日労働の合計：複数月平均80時間以内
(2か月平均、3か月平均、4か月平均、5か月平均、
6か月平均の全てについて、1か月当たり80時間以内)
- 時間外労働が月45時間を超えることができる回数：年6か月
まで



※1 大企業には2019年4月1日から、中小企業には2020年4月1日から適用。

※2 建設事業、自動車運転の業務、医師、鹿児島県及び沖縄県における砂糖製造業については、上限規制の全部又は一部について、2024年3月31日まで適用が猶予。新技術・新商品等の研究開発業務については、適用が除外。

働き方改革推進支援助成金

コース名	助成概要	支給要件	助成率	助成上限額	助成対象	賃金加算
労働時間短縮・年休促進支援コース	労働時間の短縮や、年次有給休暇の取得促進に向けた環境整備に取組む中小企業事業主に助成	助成対象の取組を行い、以下の何れかを1つ以上実施 ①36協定の月の時間外労働時間数の縮減 ②特別休暇の整備 ③時間単位の年休の整備	費用の3/4を助成 事業規模30名以下かつ労働能率の増進に資する設備・機器等の経費が30万円を超える場合は、4/5を助成	成果目標の達成状況に基づき、①～③の助成上限額を算出 合計は 200万円 ①月80時間超の協定の場合に月60時間以下に設定：100万円※月60時間超80時間以下の設定に留まった場合：50万円※月60時間超80時間以下の協定の場合に、月60時間以下に設定：50万円 ②50万円 ③50万円	労働時間短縮や生産性向上に向けた取組 ①就業規則の作成・変更 ②労務管理担当者・労働者への研修（業務研修を含む） ③外部専門家によるコンサルティング ④労務管理用機器等の導入・更新 ⑤労働能率の増進に資する設備・機器の導入・更新 ⑥人材確保に向けた取組等	賃金を3%以上引き上げた場合、その労働者数に応じて助成金の上限額を更に 15万円～最大150万円加算 【5%以上の場合は、 24万円～最大240万円加算】
勤務間インターバル導入コース	勤務間インターバルを導入する中小企業事業主に対し助成	助成対象の取組を行い、新規に9時間以上の勤務間インターバル制度を導入すること		勤務間インターバル時間数に応じて ・9時間以上11時間未満：80万円 ・11時間以上：100万円		
労働時間適正管理推進コース	労務・労働時間の適正管理を推進し、労働時間等の設定の改善の成果を上げた中小企業事業主に対して助成	助成対象の取組を行い、新たに勤怠・賃金計算等をリンクさせたITシステムを用いた時間管理方法を採用するとともに、労務管理書類の5年間保存について就業規則等に規定すること。また、労働時間適正把握に係る研修を実施すること。		上限額：50万円		
団体推進コース	傘下企業の生産性の向上に向けた取組を行う事業主団体に対して助成	事業主団体が助成対象の取組を行い、傘下企業のうち1/2以上の企業について、その取組又は取組結果を活用すること	定額	上限額：500万円 複数地域で構成する事業主団体（傘下企業数が10社以上）の場合は上限額：1,000万円	①市場調査 ②新ビジネスモデルの開発、実験 ③好事例の周知、普及啓発 ④セミナーの開催 ⑤巡回指導、相談窓口の設置 等	なし

-6-

事業主の皆さまへ

『働き方改革』に取り組む
中小企業・小規模事業者の皆さまを支援します !!

働き方改革推進支援センター

「働き方改革推進支援センター」って何？

「働き方改革推進支援センター」では、就業規則の作成方法、賃金規定の見直し、労働関係助成金の活用など、『働き方改革』に関連する様々なご相談に総合的に対応し、支援することを目的として、全国47都道府県に設置されています。

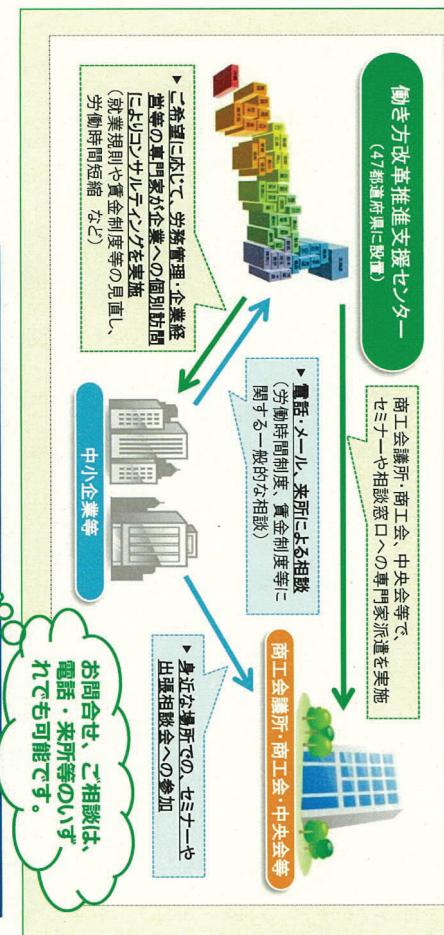
★ 以下の4つの取組をワンストップで支援します。

- ① 長時間労働の是正
- ② 同一労働同一賃金等非正規雇用労働者の待遇改善
- ③ 生産性向上による賃金引上げ
- ④ 人手不足の解消に向けた雇用管理改善

例えば、
以下のようなことを
総合的に検討して支援！

・企業の実態に即した
労働時間制度

・業種に応じた業務プロ
セス等の見直し方法
・利用できる国の助成金



ひとくらし、みらいのために

都道府県の働き方改革推進支援センターの
連絡先は裏面を御参照ください。



令和3年度働き方改革推進支援センターリンク先一覧

センター名	住所	電話番号
北浦島働き方改革推進支援センター	札幌市中央区北1条西3丁目3-33 リーフビル3階	0800-919-1073
青森県働き方改革推進支援センター	青森市本町1丁目5-6 青森県社会保険労働士会館	0800-800-1830
岩手働き方改革推進支援センター	盛岡市仙北1-10-17 ASビル2階	0120-664-643
宮城働き方改革推進支援センター	仙台市宮城野区原町1丁目3-43 アクス原町ビル201	0120-97-8600
秋田働き方改革推進支援センター	秋田市大町3-2-44 大町ビル3階	0120-695-783
山形働き方改革推進支援センター	山形県山形市香波町3-2-1 山交ビル4階	0800-800-3552
福島働き方改革推進支援センター	福島市鶴山字三本松9-3	0120-541-516
茨城働き方改革推進支援センター	水戸市三の丸2-2-27 リバティ三の丸2階	0120-971-728
栃木働き方改革推進支援センター	宇都宮市笠木本町11-10-200	0800-800-8100
群馬働き方改革推進支援センター	前橋市元袋町528-9	0120-486-450
埼玉働き方改革推進支援センター	さいたま市大宮区吉敷町1-103 大宮大薦ビル305号	0120-729-055
千葉働き方改革推進支援センター	千葉市中央区中央4-13-10 千葉県教育会館7階	0120-174-864
東京働き方改革推進支援センター	千代田区神田4-25 サンクス神田ビル2階	0120-232-865
神奈川働き方改革推進支援センター	横浜市中区尾上町5-77-2 車裏道エスピリ6階	0120-910-229
新潟働き方改革推進支援センター	新潟市中央区天神1-12-8 LEON B 5階	0120-755-455
働き方改革推進支援センター 富山	富山市赤江町1-7 富山県中央企業研修センター4階	0800-200-0836
石川働き方改革推進支援センター	金沢市尾山町9-13 金沢商工会議所会館3階	0120-319-339
福井働き方改革推進支援センター	福井市西木田2丁目8-1 福井商工会議所ビル6階	0120-14-4864
山梨働き方改革推進支援センター	山梨県中巨摩郡昭和町西232-1 HUCOM内	
長野働き方改革推進支援センター	長野市鶴田町21-1 フージャース長野駅ビル8階	0120-088-703
岐阜働き方改革推進支援センター	岐阜市神田町5-17 岐阜市立図書館5階	0120-226-311
静岡働き方改革推進支援センター	静岡市葵区追手町4番地1 静岡県産業経済会館5階	0800-2005451
愛知働き方改革推進支援センター	名古屋市千種区千種通7-25-1 サンライズ千種3階(タマホーム内)	0120-006-802
三重働き方改革推進支援センター	津市美町2-209 セキコン第二ビル2階	0120-111-417
滋賀働き方改革推進支援センター	大津市打出町2番1号 コラボル21 5階	0120-100-227
京都働き方改革推進支援センター	京都市中京区押小路川下る龜屋町167-1 テュビュイ園ビル3階	0120-417-072
大阪働き方改革推進支援・資金相談センター	大阪市北区天満7丁目30号 大阪府社会保険労働士会館5階	0120-068-116
兵庫働き方改革推進支援センター	神戸市中央区港島町5-1 神戸商工会議所会館9階	0120-79-1149
奈良働き方改革推進支援センター	奈良市西木辻町24番地1	0120-414-811
和歌山働き方改革推進支援センター	和歌山市波止町122-2 和歌山中央通りビル2階 2031号	0120-547-888
働き方改革サポーライフス鳥取	鳥取市豊安1丁目152番地 SGビル	0800-200-3295
島根働き方改革推進支援センター	松江市宍戸町5番地4 島根県商工会館7階	0120-514-925
岡山働き方改革推進支援センター	岡山市北区原町3-1-15 岡山商工会館所1階 小企業支援部内	0120-947-188
広島働き方改革推進支援センター	広島市中区基町11-13 合人社広島紙屋町アネックス4階	0120-610-494
働き方改革サボーライフス山口	山口市吉敷下町1丁目7番37号 ホックス山陽ビル	0120-172-223
徳島働き方改革推進支援センター	徳島市南末広町5番8-3号 徳島経済産業会館2階	0120-967-951
香川働き方改革推進支援センター	香川県高松市原町5番8-3号	0120-000-849
愛媛働き方改革推進支援センター	松山市大手町2丁目5番地7 松山商工会館別館1階	0120-005-262
高知県働き方改革推進支援センター	高知市市原町5番2-2 高知県産業振興センター内	0120-899-869
福岡働き方改革推進支援センター	福岡市博多区博多駅前1-7-14 BOIS博多205	0800-888-1699
佐賀働き方改革推進支援センター	佐賀県佐賀市原町8-27 平和会館7階	0120-610-464
長崎働き方改革推進支援センター	長崎県長崎市五島町3-3 プレジデント長崎2階	0120-168-610
熊本働き方改革推進支援センター	熊本市中央区船越町2-8-1 熊本県連絡会館2階-7	0120-04-1124
大分働き方改革推進支援センター	大分県大分市府内町1-6-21 山丘フジースビル3階	0120-450-836
みやざき働き方改革推進支援センター	0120-975-264	
鹿児島働き方改革推進支援センター	宮崎県宮崎市橘通り1-14 宮崎河北ビル7階	0120-420-780
沖縄働き方改革推進支援センター	那覇市前島2-12-12 セントラルコープ那覇205	0120-420-781

人材開発支援助成金について

人材開発統括官付企業内人材開発支援室

人材開発支援助成金

○職業訓練を実施する事業主等に対して訓練経費や訓練期間中の賃金の一部を助成する等により、企業内の人材育成を支援

支給対象となる訓練	対象	助成内容	助成率・助成額	注:()内は中小企業事業主以外
				生産性要件を満たす場合
特定訓練コース	・事業主 ・事業主団体等	・労働生産性の向上に直結する訓練 ・若年労働者への訓練 ・技能承継等の訓練 ・グローバル人材育成の訓練 ・雇用型訓練(※1) について助成	OFF-JT 経費助成:45(30)% 【60(45)% (※2)】 賃金助成:760(380)円/時・人 OJT<雇用型訓練に限る> 実施助成:665(380)円/時・人	OFF-JT 経費助成:60(45)% 【75(60)% (※2)】 賃金助成:960(480)円/時・人 OJT<雇用型訓練に限る> 実施助成:840(480)円/時・人
一般訓練コース	・事業主 ・事業主団体等	・他の訓練コース以外の訓練 について助成	OFF-JT 経費助成:30% 賃金助成:380円/時・人	OFF-JT 経費助成:45% 賃金助成:480円/時・人
特別育成訓練コース (※3)	・事業主	・一般職業訓練 ・有期実習型訓練 ・中小企業等担い手育成訓練 について助成	OFF-JT 経費助成:実費(※4) 賃金助成:760(475)円/時・人 OJT<一般職業訓練を除く> 実施助成:760(665)円/時・人	OFF-JT 経費助成:実費 (※4) 賃金助成:960(600)円/時・人 OJT<一般職業訓練を除く> 実施助成:960(840)円/時・人
教育訓練休暇付与コース	・事業主	・有給教育訓練休暇制度を導入し、労働者が当該休暇を取得して訓練を受けた場合に助成 ・事業主が長期の教育訓練休暇制度を導入し、一定期間以上の休暇取得実績が生じた場合に助成	定額助成:30万円 経費助成(定額):20万円 賃金助成<有給の場合に限る>:6,000円/日・人	定額助成:36万円 経費助成(定額):24万円 賃金助成<有給の場合に限る>:7,200円/日・人

※1 特定分野認定実習併用職業訓練(建設業、製造業、情報通信業の分野)、認定実習併用職業訓練

※2 雇用型訓練のうち特定分野認定実習併用職業訓練の場合

・セルフ・キャリアドック制度導入企業の場合

※3 非正規雇用労働者が対象

※4 一人当たり。訓練時間数に応じた上限額を設定。(中小企業等担い手育成訓練は対象外)

※5 通信制(e-ラーニングを含む)の場合は、経費助成のみ対象とする

-10-

最低賃金について (生産性向上支援)

労働基準局賃金課

最低賃金制度の概要と決定方法

1. 最低賃金制度の概要

- 最低賃金制度とは、国が賃金の最低額を定め、使用者は、その額以上の賃金を支払わなければならないとする制度。
- 地域別最低賃金は、各都道府県ごとに決定。令和2年度全国加重平均は902円(最高額:1013円[東京都]、最低額:792円[7県])。

2. 地域別最低賃金の決定の流れ

(1) 6月下旬頃	厚生労働大臣から中央最低賃金審議会に諮問。
(2) 6月下旬頃～7月下旬頃	中央最低賃金審議会にて調査審議(4回程度) ⇒ 改定額の「目安」(※)を答申。 (※) 全都道府県を経済指標に基づきA・B・C・Dの4つのランクに分けた、各ランクの改定額の「目安」。
(3) 7月下旬頃～8月上旬頃	目安額を参考にしつつ、都道府県労働局の地方最低賃金審議会にて調査審議⇒順次、改定額を答申。
(4) 10月上旬頃	順次、改定後の地域別最低賃金の効力発生。

3. 地域別最低賃金の決定基準

- 地域別最低賃金は、地域における①労働者の生計費、②賃金、③企業の賃金支払能力を考慮して定める(最賃法第9条第2項)。
(※) 労働者の生計費を考慮するに当たっては、生活保護に係る施策との整合性に配慮するものとする(最賃法第9条第3項)。
- 中央最低賃金審議会では、各種の経済指標(※)等を元に議論。その際、上記の3要素やその時々の事情(政府方針等)を考慮。
(※) 消費者物価指数、標準生計費、春闇結果、夏期賞与・一時金妥協状況、最低賃金に関する実態調査結果、賃金・労働時間指数の推移、名目GDP、県民所得、白銀短観による業況判断、中小企業景況調査による業況判断、法人企業統計の労働生産性、完全失業者数・完全失業率、有効求人倍率、未満率・影響率等

【参考】地域別最低賃金額の推移(全国加重平均)

改定年度	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R01	R02
改定額(円)	663	664	665	668	673	687	703	713	730	737	749	764	780	798	823	848	874	901	902
目安額(円)	示さず	0	示さず	3	3	14	15 (12)	7~9 (示さず)	15 (10)	6 (2)	7 (4)	14 (14)	16 (16)	18	24	25	26	27	示さず
対前年度引上げ額(円)	0	1	1	3	5	14	16	10	17	7	12	15	16	18	25	25	26	27	1
対前年度引上げ率	0.0%	0.2%	0.2%	0.5%	0.7%	2.1%	2.3%	1.4%	2.4%	1.0%	1.6%	2.0%	2.1%	2.3%	3.1%	3.0%	3.1%	3.1%	0.1%

10年間で86円の引上げ

8年間で153円の引上げ

(※) H20年度からH26年度の括弧内は、生活保護との乖離解消のための引上げ額を除いた金額。¹²(H19年最低賃金法改正により、最低賃金は生活保護を下回らない水準となるよう配慮することされた。)

業務改善助成金について

令和3年度当初: 11.9(10.9)億円
令和2年度3次補正: 13.8億円

【助成概要】

事業場内の最低賃金(事業場内で最も低い時間給)を一定額以上引き上げるとともに、生産性向上に資する設備投資等を行った中小企業・小規模事業者に対し、その設備投資等に要した費用の一部を助成する。



- | | | |
|-------------|----------|-----------------------------|
| 助成対象となる措置の例 | 設備投資 | ▶ POSレジシステム導入による在庫管理の短縮 |
| | コンサルティング | ▶ リフト付き特殊車両の導入による送迎時間の短縮 |
| | その他 | ▶ 専門家による業務フロー見直しによる顧客回転率の向上 |
| | | ▶ 店舗改装による配膳時間の短縮 |

【対象事業場】

以下の2つの要件をすべて満たす事業場

- ・事業場内最低賃金と地域別最低賃金の差額が30円以内
- ・事業場規模100人以下であること

【助成率】

令和3年度: 3/4 (4/5)

※生産性要件を満たした事業場の場合、4/5 (9/10)

※()内は事業場内最低賃金900円未満の事業場

令和2年度: 3/4 (4/5)

※生産性要件を満たした事業場の場合、4/5 (9/10)

※()内は事業場内最低賃金850円未満の事業場

【助成上限額】

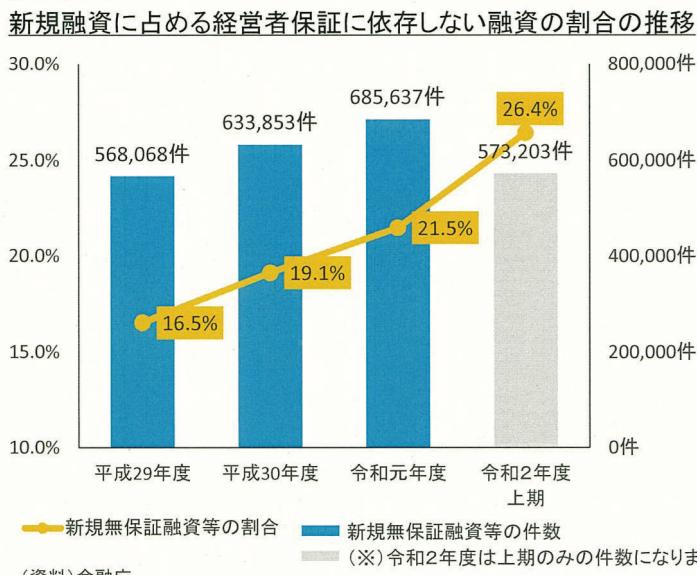
引き上げる労働者の数	引上げ額			
	20円コース(※)	30円コース	60円コース	90円コース
1人	20万円	30万円	60万円	90万円
2~3人	30万円	50万円	90万円	150万円
4~6人	50万円	70万円	150万円	270万円
7人以上	70万円	100万円	230万円	450万円

※令和2年度3次補正から新設

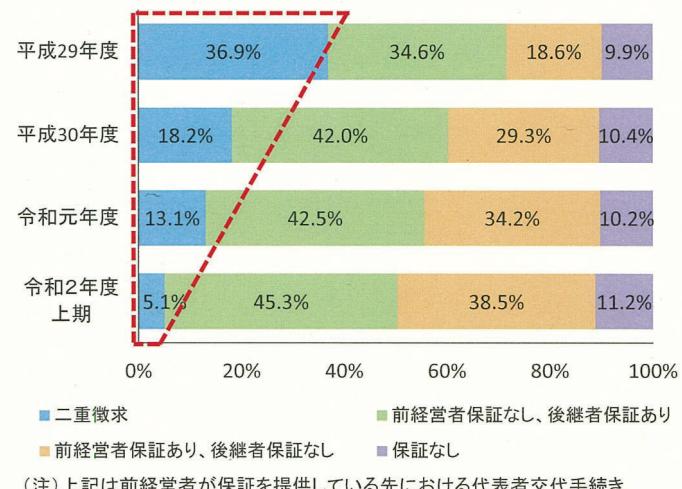
経営者保証ガイドライン活用実績

- ◆ 令和2年度上期の「経営者保証に関するガイドライン」の活用状況を見ると、新規融資に占める経営者保証に依存しない融資の割合については、**民間金融機関全体では約26.4%と、前年度比約4.9%上昇**（グラフ1.）
- ◆ 代表者の交代時（事業承継時）の対応状況については、特に**前経営者・後継者から二重で個人保証を徴求している割合が約5.1%と、前年度比約8.0%低下**（グラフ2.）

グラフ1.



グラフ2. 事業承継時の保証徴求割合の推移



事業承継時に焦点を当てた「特則」・金融庁の最近の取組

特則策定の背景・目的

- ・後継者候補が経営者保証を理由に事業承継を拒否する場合があり、地域経済の持続的発展に支障をきたす可能性
 - ・経営者保証が事業承継の阻害要因とならないよう、円滑な事業承継を促す観点から、**事業承継時に焦点を当てた「経営者保証に関するガイドライン」（※）の特則を策定し（令和元年12月24日公表）、令和2年4月から運用開始**
- （※）「経営者保証ガイドライン」とは、一定の要件（①法人と経営者との関係の明確な区分・分離、②財務基盤の強化、③財務状況の正確な把握、適時適切な情報開示等による経営の透明性確保）を満たす場合には、経営者保証を取らないことを基本とするなど、金融機関が過度に保証に依存せずに融資等を行うよう定めた指針（全銀協・日本商工会議所が平成25年12月に共同策定）

特則の概要

- ・前経営者・後継者双方からの二重徴求

事業承継時の前経営者・後継者双方からの二重徴求を原則禁止。例外的に真に必要な場合（※）を限定例挙し、拡大解釈による安易な二重徴求が行われないようにする

（※）条件変更先や元金等の返済が事実上延滞している先であって、前経営者から後継者に多額の資産移転等が行われているなどの理由により、二重に保証を徴求しなければ当初の経営者保証の効果が大きく損なわれる場合 等

- ・後継者からの保証

後継者に対し保証を求ることで事業承継が頓挫する可能性等も考慮し、ガイドラインの要件を満たしていない場合でも、**事業承継計画の内容等（※）をもとに、後継者から保証を求めないことできないか柔軟に検討**。やむを得ず保証を求める場合でも、後継者の負担が最小限にならないか検討

（※）金融機関に対する報告義務等が履行されなかった場合に保証債務の効力が発生する、保証契約の代替的な融資手法の活用 等

金融庁の最近の取組

- ・**金融仲介の取組状況を客観的に評価できる指標群（KPI）（※）を設定**。令和元年度下期以降、銀行が半年毎に自主公表。
令和2年10月以降、各行の公表実績を集約のうえ、金融庁ウェブサイトにおいて一覧公表。
（※）新規融資に占める経営者保証に依存しない融資の割合、事業承継時における保証徴収割合（4類型）
- ・特則の適用開始やKPIによる公表を受け、各金融機関の態勢整備等の状況を確認するため、**アンケート調査を実施**、令和3年6月、**同アンケート調査の結果を公表**。